

可認物候郵種三第回六廿月二年七十一治明

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. 1. January 1911.

VOL. XXIV.

明治廿一年五月創刊

本月一回二十四號刊

監獄協會雜誌

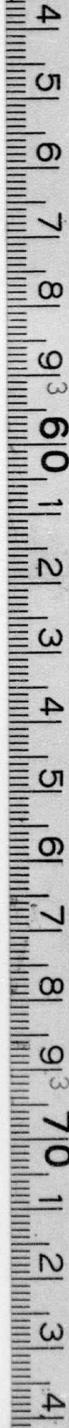
明治四十四年

一月二十日發行

第貳拾四卷

第一號

監獄協會發行



第貳拾四卷第壹號目次

○論 說……………(一頁)

○歲始の辭……………前橋監獄 上田定次郎

○講 演……………(一〇頁)

○寄 書……………田中太郎 (二八頁)

○監獄教誨の眞價如何の論文を讀むて……………山口監獄教誨師 清水壘華

○監獄衛生雜感(其二〇)……………金澤 石崎實樂生

○囚交の側面觀……………甲府 櫻井革聲

○給餅行……………櫻井革聲 (四一頁)

○統 計……………(四一頁)

○明治四十三年十一月末日現在、監人員表……………

○明治四十三年十一月末日現在受刑者罪名表……………

○明治四十三年十一月末日現在、監人員監獄別表……………

○救護事業……………(四七頁)

○東京出獄人保護事業第十四年報……………原 胤 昭

○長野縣の保護事業近況……………白井 勇 松

○福島縣中央慈善團の創立……………

○埼玉縣の出獄人保護規程……………(五九頁)

○雜 錄……………

○川越分監落成並慶賀會法要狀況……………

○大谷派本願寺運枝の教示……………

○感化保護機關の數……………

○假出獄者及假出獄取消人員……………

○指紋對照累犯者發見……………

○在監者用米麥の價格……………

○逃走事故……………

○無政府主義者幸徳等の事件終了……………

○各地通信……………(七四頁)

○金澤より……………M S 生

○松江より……………木 原 定 馬

○和歌山より……………見 間 子

○叙任及辭令……………(七七頁)

○法 令……………(八〇頁)

○勅令第一號……………

○監獄協會記事……………(八〇頁)

○茶 話 會……………

論 說

監獄協會雜誌第貳拾四卷第壹號

○歲 始 の 辭

乾坤一新して明治四十四年は來りぬ、佳氣天に滿ち瑞象堂に溢る、謹で 皇祚の無窮を壽き併せて四民の福祉を祈ると共に吾等道友の新に迎へたる一歳に於て事業改善の爲めに益々健全に彌々奮勵せんことを望むは是れ事業の爲めに奮闘活動するは人生の快事にして又明白に祝福の意を表する所以なればなり

過去舊幕時代の獄政は措て間はず明治初年以來革新せられたる多くの事業中監獄制度の如く面目を改めたるものは稀なり新律綱領改定律例に踵て刑法の發布せらるゝや監獄則亦幾度か釐革せられて明治二十三年以降獄政改良の曙光は輝き初めたり爾來司獄官練習所監獄學校等の開設ありて人物養成に力めたる如き數度の萬國監獄會議に委員を列せしめ兼ねて各國の獄政を視察せしめたるか如き監獄事業の發展を資けたること頗る多く更に明治三十二年改正條約の實施せらるゝや監獄改良の聲は朝野に喧しく響き涉りて急激の進歩を促したると明治四十一年刑法監獄法の改定實施せられたるとは舊來の刑事思想を一變し監獄制度の觀念に一大變化を來せることは著しき改善の徵證なりとす、是れ偏に政府當路者の炯眼なる指導宜きを得たるに因ること論なしと雖も監獄實務家の能く實地に運用して謬らざりし力與て大なりと云ふへし然らば則ち之を以て満足すべきか否らず既往の施設は事業の徑路

を迷はざりしを表するに過ぎずして新法施行の効果は未だ之を表彰するに足らざるのみならず其經過の論評すら定らざる今日に於ては事業の上に企劃すべきもの屈指に勝へす彼の感化救済事業出獄人保護事業の如きは勿論幼者虐待防止事業と云ひ不定期刑制度と云ひ少年裁判制度と云ふが如き監獄事業と骨肉の關係を有する幾多の制度諸種の機關は最も興味を以て攷究し必成を期すべきものにして近くは工場法案の如き労働者若くは少年男女の保護に關する制度の如き監獄事業に身を委ねる者の忽諾に付すべからざる事業少からずして吾人の前途は遠遠に且つ有望なり最近歐米に於ける監獄事業の狀況を窺ふに必ずしも一長一短なきにあらざると雖も此等種々の事業と共に探て學ぶべきもの二三にあらざるを覺ゆ今や中央政府當局者としては曩に歐洲の長所を齎して歸れる谷田參事官あり舊職重大なる使命を果して歸れる眞木監獄事務官あり監獄實務家として殊に教化事業を調査して歸れる教誨師高安氏あり武田氏あり諸氏の歸朝後日未だ淺くして僅かに二三の斷片を聞くに過ぎずと雖も顧ふに辛亥の一年は此等諸氏に據て開拓せらるべく道友亦其斧鉞の速ならんことを待てり之れ本年に於ける最も注目すべき瑞象なりと云ふべし諸氏未だ行李を解かざるに先ち敢て之を撈はんとせずして反つて斯る要求を以てするは聊か禮を失するの嫌なきにあらざると雖も新年の慶兆を賀すると同時に新年の陣頭に立ちて一歳の百計を定むるの故智に倣ひ多大の望を以て清新の氣を吐き而して大に努め大に獲んとするに在り吾人の新年を賀する豈徒爾ならんや

史家の傳ふる所に依れば亥の歲に天變地異なく人事極めて平穩なりと果して眞なりや否やは之を知らずと雖も新に迎へたる辛亥の一年は平穩にして監獄事業の上に天災地妖なく又人爲の障礙なくして圓滿に發展せんことは道友と齊しく祈る所にして就中行刑上の障礙となるべき忌むべき事故の發生せざらんとを希はざるを得ず人爲の事故の發生すると否とは其衝に當れる者の用意の如何に伴ふこと尠からざるを以て人力を盡して之を排除せんことは當に爲すべき本分なればなり吾等道友は歲始に於て

自ら省み深く茲に心を致さんことを切に祈る

○都市の發達と犯罪との關係

前橋監獄 上田定次郎

私は日市の發達と犯罪との關係に就て、少しく取調べて見ましたから其大要を御話して見たいと思ふ。

近來文明の進歩と共に人智の發達することは争はれぬ事實であつて、亦一面に於て人智の發達に伴ひ社會百般の事柄が複雑に至ることは素より疑なき所である。而して都市の發達は文明の潮流に連れ漸々と發達變遷して社會の組織狀態に影響を與へ、延いては生存競争劇甚となり、優勝劣敗の結果は生活難となり、就職難となり遂に夫れが犯罪の増加に大なる關係を有して居るのである。現に我が日本に於ける都市の發達に伴ふ犯罪の増加が、地方の夫れに比すれば非常なる比例を以て増加しつゝあることは明かなる事實である。而して此都市の發達に伴ふ所の犯罪の増加率は、如何なる趨勢であるかと云ふことを統計に就て少しく御話したいと思ふのである。其前に文明の發達に伴ひ都市は地方よりも一層發達して地方の發達勢力を吸収しつゝあると云ふことを御話したいと思ふ。夫れは獨り我が日本のみ然りと云ふのではなくつて、現に英國に於ける最近半世期間の調査に依りても慥かに證據立つることが出来るのである。

西曆一、八五一年—一、九〇一年に至る五十年間に於ける英國の人口分布に關する統計表を見るに、一、八五一年に於ては都市と地方と其數相半ばして居つたのであつたが、半世期後の一、九〇一年に於ては如何なる狀況であるかと云ふに地方の人口は漸々都市に吸収せられ全英國人口の四分の三は正に

都市のものとなつて地方には僅かに四分の一を遺すに過ぎないと云ふことである。此英國の都鄙の變遷に鑑みて我が日本に於ける都會の地の人口増加の割合を調べて見たのであるが、其調査は明治十七年一月一日に現在せる所の東京市外數ヶ所の主要なる都會の人口を、二十五年後の明治四十一年十二月三十一日に現住する人口との比較を試みたのであつて即ち左表の通りである。

主要なる都市の人口増加の割合

都 市	明治十七年一月一日現在人口		明治四十一年十二月三十一日現在人口		増 加 率
	人口	増 加	人口	増 加	
東 京 市	八八六、一九九	二、一八六、〇七九	二、四六六、〇五〇	〇・八、〇五〇	
大 阪 市	二四五、〇二一	四四二、四六二	三、四、八四〇	五・三、一〇〇	
横 濱 市	三五二、〇二四	一、二二六、六四七	七、二、一〇〇	五・二、三〇〇	
神 戸 市	七四、二五四	三九四、三〇三	〇・七、七七七	〇・三、八四〇	
長 崎 市	五四、二一二	三七八、一九七			
福 岡 市	三三、七四三	一七六、四八〇			
全 國	四六、二〇六	八二、一〇六			
	三七、四五一、七六四	五一、七四一、八五三			

前掲の如く明治十七年より明治四十一年に至る二十五ヶ年間に於ける全國を通じての人口の増加率は、三割八分四に過ぎざるに前項主要なる都市の増加率は全國の夫れに比し増加すること數倍、就中甚しきは二十五年前に比し七倍の増加率を示す神戸市あり、又五倍餘に増加したる横濱市、長崎市あり、尙ほ之れより降つて東京市、大阪市に於ても二倍又は三倍餘の増加を示すのであつて、之れに依つて見ても人口の劇増したる都會は其生活狀態其他各般の社會上の方面に於て大なる變遷を爲しつゝあ

ると云ふとは明かなる事實である。即ち都市人口の増加は一般都人士の職業並生活上に大なる影響を及ぼすのであつて、而して之れと同時に生活難、就職難を惹起すと云ふとは洵に見易き道理であつて、従て生存競争が益々劇甚となり其結果、犯罪者の増加することは火を見るよりも明かなることであると思ふ。殊に文明の進歩發達は、地方よりも都會の方が先きに發達し且つ劇しき割合を以て進歩發達することは獨り我國の事例のみならず、各國に於ても同じ事實を見て居るのである。例之ば我國に於ける教育に就て云ふも地方よりも都會の方が著しく發達進歩して居ることは云ふ迄もないので、爲めに地方の青年男女が學を修め職を求むるが爲め何れも筈を負ふて東京若くは其他の都會の地に出づるが如きは正に蔽ふべからざる事實である。其他地方に於ける人口の増加に伴ふて其増加する人口の從事する所の産業又は職業を求むるに困難なる譯合からして地方の失業者其他職業を求むる者が競ふて東京其他の都會に出でつゝあることは争はれぬ事實である。之に依つて見ても都會の人口増加率が地方の割合より劇しき割合を以て増加すると云ふことは明かである。殊に前に述べた所の筈を負ふて都會に出づる者の多くは誰れかの詩にある如く「男子立志出郷關、學若不成死不還云々」と云ふ決心を以て都會の地を集つて來るのであるが、扱て愈々都會の地へ出て見れば仲々地方に居つたときの豫想の如く容易に其目的を達することが出来なくなつて、劇甚なる競争場裡に立たなければならぬのであるからして、豫期の如く學を修め業を求むると云ふことは容易に出来ないのである。殊に亦見聞若くは經驗に乏しき田舎の青年又は求職者が、地方より數倍より以上進歩發達したる所の、然かも生活難求職難なる都市に出で、其目的を達せんとするのであるからして、其多くは失敗に終ると云ふことは殆んど想像に餘りあることであると思ふ。果して然らば地方より出掛けたる青年男女の墮落者若くは適當の業を求むることの出来得ざる人々は、窮迫の餘り遂に再び郷里に歸らんか、是れ亦先きの學若し成らずんば死すとも還らず云々の大言壯語に對しても容易に郷關に還ると云ふことは出来ない譯で

あつて之れと同時に自己の境遇は益々悲境墮落に陥るのであるから、其極、不義破廉耻たることをも顧みずして遂に犯罪を敢てするに至ることは之れ亦必然の道理であると思ふ。

尙進んで以上の事實を證明せんが爲め、我輩は都市の人口に對する犯罪者の割合に就て、既往と現在との比較を試みたのである。即ち明治二十二年末に於ける人口に對する其年の受刑者の割合と、而して二十年後の明治四十一年末に於ける人口及び受刑者に對する割合を比較して、此二十年間に於ける犯罪者の割合が如何なる趨勢を以て都會の地に増加しつゝあるかと云ふことを調査したならば、吾輩が前述したる都會の地が人口の増加に伴ふて如何に多くの犯罪者を作りつゝあるかを證明することが出来ると思ふ。茲に一寸斷つて置きたいことは唯人口の稠密なる都會の人口と之に對する犯罪者の割合を示したのであるが適宜なる材料を得ることが出来ないから、假りに大都會を包容せる所の府縣の人口と而して其、管内より出したる犯罪者の割合を調査することにしたことである。

明治二十二年十二月三十一日現在人口と新受刑者の割合

府縣	明治二十二年末現在人口	同年新受刑者	人口千ニ對スル新受刑者割合
東京府	一、一三八、三六六	六、八五八	六、〇三
京都府	八七三、五六〇	二、六六八	三、〇五
大阪府	一、二〇三、〇六八	九、三八九	七、八〇
神奈川縣	九〇三、六二九	三、六一〇	三、九九
兵庫縣	一、五三三、三三四	四、六三八	三、〇三
長崎縣	七四五、八七二	二、二七二	三、〇五
福岡縣	一、二二五、一三〇	三、〇三四	二、四七

前掲の如く既往二十年前の全國人口に對する犯罪者の平均比例は、人口千に對し二人八三の割合なるに拘はらず、大都市を包容せる東京府、大阪府、神奈川縣、京都府の如きは、平均以上の數を占めて居るのみならず、殊に全國唯一の大都市たる大阪府、東京府の如きは、平均に於て二倍以上を占めて云ふことが知り得らるゝのである。尙ほ夫れより二十年後の明治四十一年の人口及事實に就て都會の地が如何なる割合を以て犯罪者を多く作り出しつゝあるかと云ふことを、左に掲表して二十年前の事實と相對照する爲め讀者の參考に供したいと思ふ。

明治四十一年十二月三十一日現在人口と新受刑者の割合

府縣	明治四十一年末現在人口	同年新受刑者	人口千ニ對スル新受刑者割合
東京府	三、〇五三、四〇二	二五、六三三	八、三三
京都府	一、一五五、六七一	四、一五八	三、六〇
大阪府	二、一四四、〇三〇	一四、三二一	六、六八
神奈川縣	一、一七八、〇九八	九、二六八	七、八六
兵庫縣	一、九八二、九八三	七、八六七	三、九七
長崎縣	一、一〇三、五九五	二、六七八	二、四三
福岡縣	一、七二一、〇八四	四、九一七	二、八五

廣 島 縣 一、五九八、七五五
愛 知 縣 一、八八六、七三九
全 國 五、一七四一、八五三

四、六六四
三、七九一
一、二七、〇七八

二、九二
二、〇一
二、〇二六

此表に依て見ても明治四十一年末に於ける全国の人口に對する犯罪者の割合は、人口千に對し二人二六であるにも拘はらず、大都市を包容して居る所の東京府、大阪府、神奈川縣の如きは就中發達の劇甚なるものであつて、從て犯罪者の割合は平均數を超過すること實に三倍以上に達して居るのである。之に依て見ても如何に進歩發展の著しき都會の地が、多くの犯罪者を製造しつゝあるかと云ふことが明かに證明することが出来るのである。

以上數個の統計に徴して見ても都市の發達に伴ひ犯罪者の多くが都會の地に於て製造せられつゝ、あると云ふことは明かなる事實であつて、而して其原因に就ては種々あるうけれども要するに就職難と生活難とに原因すると云ふことは我輩が先きに陳述したる所に依て了解せらるゝであらうと思ふ。去れば都市の爲政當局者たるものは宜しく是等の事實に徴して大に考慮せらるゝ、必要あるは勿論、吾々監獄行政の任に當る所の者に於ても亦都鄙の間に於て行刑上に關して其處遇の上に就て異にするの必要があると云ふことを信ずるのである。尙ほ進んで犯罪の性質等に就て都市と地方との間に如何なる差異を有するかを少しく述べて見たいと思ふ。

我輩の意見に依れば都市の犯罪は概して財産及身體に關するものが多いと謂ふことを認むるのである。何故に都市に此種の犯罪者が多いのであるかと云ふに、前に述べたる如く都市に於ては生活難、就職難がある爲めではあるが、又地方よりも犯罪を爲し易き機會が多いからである。又都市には比較的遊民が多くあつて且つ生活状態に於ても著しく高低の差異があるが爲めに失業者の如きは窮乏の餘り、富豪者の生活状態を見て一種の猜疑心と嫉妬心を起し、自暴自棄の結果、酒精分を多量に飲用し

諸有墮落に陥りたる末、人を怨み世を恨むの結果として、殺人傷害等を敢てするに至るのであると思ふ。其他賭博類似の犯罪の如きも比較的北方より多い様である。之れは失業者が萬一の僥倖を頼み一攫千金の富を得んが爲め、偶然的輸贏を争ふのが茲に至るのであると思ふ。

以上を結論すれば都會が發達するに從て、益々地方の人口を吸収し蝟集するのであるからして、從て社會の組織に變更を來たし、生存競争が日々劇甚となり其極、爲めに生活難、就職難を訴ふることに立至るのであつて、其結果種々なる犯罪を造出することは明かなる事實である。然らば之を救濟するには如何なる方法手段を採つたならば宜いかと云ふに、何うしても都會の地に是等救濟事業に關する相當の設備がなくてはならぬのであつて、近來輦轂の下に行はれんとする浮浪者の取締として強制勞役場設置問題の如き若くは職業紹介所設置の如き又は無料宿泊所の設けの如きは目下最も緊急なる問題であつて、焦眉の急務であらうと思ふ。幸に警視廳又は東京市又は慈善家の間に於て以上の設備に就て講究を遂げられつゝあると云ふことであるが、卑見に依るも是等は時宜に適したる計畫であつて斯る公共事業の都會の地に發達せんことは都市の發展に伴ひ必然起るべき事業であると信ずると同時に、我輩は此種事業の勃興を希望して止まぬのである。

次に監獄行政に就て云ふならば、問題は聊か大きに亘るも、我輩の意見に依れば大都市に大監獄を設け多數の囚人を收容して刑罰を執行すると云ふことは頗る考慮を要すべき事柄であらうと思ふ。故に若し出來得べくんば監獄は可成都市の地を避け遠ざかつて而して工業又は殖産の盛んなる地方に設くる方が監獄政策上必要であると思ふ。夫れは云ふ迄もなく失業者が生活難に依り都會に集り、遂に犯罪に陥りたる多くの囚人を更に地方に移し、適當なる職業に従事せしむることが亦必要であると思ふのである。殊に亦刑餘者の保護の如きは、都市に於て良好なる成績を擧げんことは殆んど困難なる事柄であると信ずると同時に、可成都會の地を避けて之を地方に托して保護すると云ふことは緊要な

る事柄である。現に都會の地に於ても適當なる免因保護機關がないではないが、卑見に依れば都市に於ける保護事業は其勞の多き割合に、其効を收むることが甚だ尠きことを信するのである。現に聞く所に依れば、獨逸の免因保護事業の如きは、出來得る限り免因を地方に移し、職業を紹介することに努めつゝあるとのことであつて、可成都會の地を避くると云ふことは以上の理由に外ならぬのである。是れは獨り監獄政策殊に免因保護政策上必要なるのみならず、都會の失業者を地方に移して、而して適當なる職業を得せしむるのは、都市の發達をして益々健全ならしむると同時に、人口の分配及び生産若くは財政上より見ても相互の便宜であり、且つ利益であつて、其結果富の分配も適當に行はるゝと云ふことは我輩の信じて疑はぬ所である。是等の論理より云ふときは以上の問題は決して輕微なる問題にあらずして重大なる社會問題であり、且つ刑事政策上の問題であるからして、世の識者は須らく此問題に向つて充分なる研究を遂げられんことを望むのである。

以上は其立論及理由に於て粗笨蕪雜なるを免れぬ所あるは深く讀者に謝する所である。

講

演

○英國の少年犯罪者矯化事業

(監獄協會茶話會に於て)

田中太郎君

諸君、斯ういふ御席に出まして御話を申上げますことは私の光榮とする所であり、先達て豊野さんから何か當會へ罷り出て御話をするやうにといふ御依頼でございましたが一應は御辭退致した

のであります、何故ならば私は餘り監獄の事は知らない、自分が監獄へ這入つたこともなければ又た多く見に行つたこともなし、歐米旅行中に於ても監獄を見たことは極く僅かでありました、又自分の専門に調べて参りましたことは廣く社會事業と云へば監獄の事項も包含されるやうであります、實は監獄のことはマア第二若くは第三位に置きましたから、餘り西洋の監獄の事も存じませぬし、又日本の事情も亦た能く存じませぬ、併し何んでも宜いからそれに關係したやうなことを何か話すやうにといふお言葉でありましたから、先づ御請けは致したのでありますけれども、今日此所に参るまではどういふ事をお話し致して宜からうかと迷ふたのであります、此所に参りまして豊野さんにどういふ事を話したら宜からうか、感化事業の事でも話して宜からうか、或は多少方角違ひではなからうかと伺ひましたら、それでも宜いといふことでありましたから、今日は是から英吉利の少年犯罪者矯化事業のことに就て聊か御話して見たいと思ひます、他の國々の事にも話が涉りますかも知れませぬが、先づ大體英吉利の事を多く御話致して見たいと思ひます、尙ほもう一つ御断りして置きたいのは自分で面白いと思つて調べたことは、他人も亦た面白く感じて呉れるであらうと云ふ手前勝手の手考で話をして人々に迷惑を掛けることが随分あるものであります、私が今日此所に申上げることは或は既に御承知のことであらうかとも思ひます、御承知の事を更に申上げるやうな事になるかも知れませぬが其段は御容赦を願つて置きます。

演

講

英吉利に於きましては少年犯罪者を取扱ふ爲に勿論監獄もございしますが、又澤山の感化院がある、併しながら感化教育の目的物たる少年犯罪者は十六歳以下に限られて居ります、それから十六歳以上二十一歳未満、日本の成年は二十歳でありますが英吉利では二十一歳となつて居ります、其成年以下の少年犯罪者は悉くといふ譯には行きませぬけれども、普通の監獄に入れることは致しませぬで、先づ監獄としては特別な收容所に收容する、さうして二十一歳以下の犯罪者は「インブリゾンメント」

と云はないで單に「デテンション」といふ言葉を用ひて居る位でありまして、監獄ではありませんが、監獄らしくない場所に收容して居る、それが御承知の彼の「ボルストル、インスチチューション」といふのでありまして、此所には十六歳以上、十一歳以下の犯罪者を一年以上三年以内の期間に於て收容するのであります、英吉利に於きまして此「ボルストル、インスチチューション」が三つあります、其の一つを見ました。これはボルストルといふ地にある、もう一つはリンコンといふ地にある、又今一つはエールスベレーといふ所にある。其中でリンコンとボルストルは男子の少年犯罪者を容れます、それがらエールスベレーに於ては女子ばかりを容れることになつて居ります、先づ少年監獄の方からチョット申しますれば、私はボルストルを見たのであります、ボルストル監獄といふのは監獄全體が少年監獄として使用されて居るのであつて、十六歳以上二十一歳以下の男子ばかりを容れるのであります、リンコンのは監獄の一部分が少年監になつて居りまして、他の部分には大人も容れるのであります、それで此等の少年監獄の全體を通じて「ボルストル、インスチチューション」といふことになつて居ります、「ボルストル」といふのは土地の名でございまして、倫敦から約四十哩もございませうか、汽車でドウバルに行く途中でありましてカンタベリーに近い有名な造船所のあるチャタムの直ぐ近所でありまして、汽車で倫敦から一時間位費せば行けるのである、先づ此少年監獄を視察した手續からチョット申上げますと、私は何處の國に參りましたも大抵大使館若くは公使館の御厄介にならない方針を取つたのであります、尤も或國に行つた時は別に手掛りがないので已むなく公使館の御厄介にならうとした、併しながらナカノゝむづかしいのであります。その事を私は充分承知して居りますので、英吉利に於きましては別の手筋から直接に内務省の「ブリッヂン、コンミツション」を訪ねた、所謂監獄局であります、其所へ行つて局長にも會ひましたが特に書記官の「アーノルド」といふ人が快く引受けて呉れて「ボルストル」外一二の監獄視察の許可證を即座に書いて呉れた

ので其許可證を携えて私はボルストルの少年監へ行つたのであります。

此監獄は少年囚専門の監獄ではありませんが、従來は單に監獄局が事業の爲に或る手心を用ひてボルストル監獄といふ一種の感化院じみた監獄にして使つて居つたに過ぎないので、法律上「ボルストル、インスチチューション」といふものがあつた譯ではないのであります、所が千九百八年即ち一昨年になりました「ブレベンション、オフ、クライムス、アクト」といふ法律が出まして、其法律が千九百九年の八月一日から施行されることになつたのであります、其法律に依つて初めて此少年監獄が認められることになつたのであります、私の見ましたのは無論其法律施行以前でありましたが、何等内容に於ては變りはないのであります、此監獄は今申しますやうに十六歳以上二十一歳以下の者を容れて、主としてどういふことをやつて居るかと申しますと、主として作業に力を盡して居るのであります、夜一時間學科がありまして、「スクール、ルーム」で在監者を集めて教育をしますが、其外の時間は全然作業を課して居る、即ち農業とか靴を造るとか或は大工左官の仕事をするとか庭造りをするとか種々の仕事をして居る、で私の行つて見ました時には其少年囚人を入れる一の監房を造つて居つた最中でありましたが、それは勿論仕事の親方が付いて世話をして居るのであります、唯だ指導をなし又は見張りをして居るだけで仕事は皆な少年達が煉瓦をいぢり土をこねて煉瓦造の立派な家を建てて居りました、其後竣工してから立派に出来上つた寫眞を送つて呉れましたが實に見事なものであります、又一兩日前私は同監獄の報告書を受取りましたが、それに依つて見ると又第二の同じ監房を少年囚自身が造つて居るといふことでありまして、さういふ具合にナカノ作業教育は能く行届いて居る、私は監獄學若くは監獄管理のことに就ては餘り智識がありませんから、急所を捉えて見るといふことは出来なかつたかも知れませぬが、頗る成功して居るやうに思はれます、今一つ面白く感じましたことは四人中で品行に於ても作業精勵の程度に於ても共に著しく優良なる者即ち感化の成績の良い者を

特待生と致しまして、衣服も他の者と違つた色の衣服を着せ且つ或る種類の特權自由を與へて居ることであり、それから收容室は皆な獨居房で一部屋に一人づゝ「ハンモック」様の寢臺の上に寝て居ります。又眼に付きましたことを申しますと、其監獄の内には圖書館がありまして收容者の爲めに書物の貸出をして居る、一度に一人が一冊つゝしか見ることが出来ませぬが、それは何でも好きな書物を見せることになつて居ります。さういふ具合でありまして、此事は餘り長く申す必要はありませんが、今の英吉利の少年監獄、即ち少年犯罪者を取扱ふ特別の「ボルストル、インスチテューション」はさういふことをやつて居るといふことを申上げて置くだけであります。

次に監獄以外の少年犯罪者の收容所に就て御話致して見たいと思ひますが、一般の感化院といふものは英吉利には二つの種類があるのであります、一つを「リフオーマトリー、スクール」といひ、一つを「インダストリヤル、スクール」と名付けて居ります、此「インダストリヤル、スクール」の方には或る種類犯罪少年が這入つて來ることもありませんが、原則としては犯罪者は容れないのであります、「リフオーマトリー、スクール」の方は主として犯罪者を容れることになつて居ります、然かし内部の様子は兩方共殆んど同じであります、茲に少しく英吉利に於ける少年犯罪者感化に關する法制上の歴史を一言申上げて見ますと、英吉利に初めて感化院に關する法律が出來たのは千八百五十四年であつたのであります、其後色々改良されて千八百六十六年になつて又一つの改正感化法が出來た、それがツイ此間まで行はれて居つたのであります、其歴史を詳述することは略しますが、兎に角ツイ此間までは千八百六十六年の感化法が行はれて居つたのであります、然るに此度御承知の通り少年法といふものが出來て、それが昨年からは行はれることになつて、其少年法の中に感化法が包まれてしまつたのであります、英吉利に於て千八百五十四年に法律が初めて出來たとは申しませんが、感化事業は其れよりも餘程以前から行はれて居つたのであります、英吉利に於て一番古いさうして恐らく世界に於

ても現在の感化院中で一番古い感化院はレンドヒルの感化院であります、これは此席に出席して居られる谷田參事官の如きは親しく御視察になつたさうであります、私も屢々同院に參りました、之れが英吉利に於ては一番古いのであつて今から百三十年程前に出來た感化院であります、大陸歐羅巴に於きましては「ラウヘス、ハウス」或はメツトリーの感化院が古いのであります、ラウヘス、ハウス」の方は千八百三十三年に出來たので、メツトリーの方は千八百三十九年に出來たのであるが、レンドヒルの感化院は千七百八十八年に出來たのであります、これは初めからレンドヒルに出來たのでありませぬ、初めは倫敦のハックネーといふ所に出來たのであつて、今から百二三十年程以前のハックネーといふ所はまだ倫敦が今日ほど大きな都とならぬ時分でありましたから、今倫敦へ行つて見ますればハックネーはナカ／＼盛んな商業地域で、工場なども澤山あつて人家が櫛比して居りますが其時分のハックネーは人煙稀疎たる所の農村であつたといふことであります、さういふ田舎の端に感化院を造つた、それが今日は倫敦のハックネー區といふ一つの區になつて盛んな所になつて居る、其後倫敦中であちこち引越して遂にサアレー縣のレンドヒルへ移つたので、此所は倫敦から三十哩程で一時間ばかりで行ける所であります。

さういふやうに英吉利に於ては法律が出來て初めて感化事業が出來たのでなくして、感化事業が出來てそれから後に四五十年経つて初めて法律が出來たのであります、總て英吉利のことはさういふやうなる経過になつて居るやうに思はれます、實際仕事は以前から行はれて居つて、後から規則が出て來る、規則が出てそれから斯ういふことが必要であると認めて世間で仕事を始めるといふことは滅多にないやうであります、それでレンドヒルの感化院は英吉利のみならず、世界に於て近世に於ける感化院としては一番古いのであります、然らば千八百五十四年の感化法の出る以前に出來た感化院はレンドヒルばかりかといふとさうではない、パーミンガムのノルトン感化院、グロースターの「ハー

ドウ井ツク」感化院、或は倫敦のパーソンズ、グリーンに於ける「エルム、ハウス」感化院、マンチエスターの「マンチエスター」感化院、其外四五の感化院は、感化院法が出来る前から事業を営むで居つたのであります、其後改正の法律即ち千八百六十六年の法律が千九百九年の三月まで行はれて居りまして、同年四月から現行の少年法といふものが行はれることになつたのであります、此少年法が議會に出て討論の時には私も傍聴に参りました、それが兩院を通過して昨年の四月から行はれることになつたのであります。

今此少年法のこと就て少しく申し上げます、此少年法なるものは感化院に關する規定ばかりを有して居る法律ではないのであります、私は法律家でないから彼是といふ権利はありませぬけれども、英吉利の法制位調べ悪いものはない、一つの事を調べやうと思ふと遠い昔から調べて掛つて幾十の法律規則を調べなければ一つの事が分らない、私が英吉利の地方政務省へ救貧法のことを調べに行つた時に、同局の書記官デービーといふ人が申しますのに、若しも君が英吉利の救貧行政に關する智識を悉く得やうと思ふなら四百有餘の法令を調べなければならぬ、實際仕事をして居る自分達ですら悉く知らない位であるから外國人が調べることはむづかしいと云ふことであります、さうして其法令の中には書店に頼んで探して貰はなければ得られない法律がある、さういふことであるから甚だ調べ悪い、で少年犯罪者感化の法令も其通り、幾多の諸法令が出て居る、それから附加へが澤山ある、我々の考ではそれを統一した法律を早く作つたらよからうと思ひますが、そこへ行くと英吉利人は妙な氣風であります、そんなことはナカ／＼しない、色々の法令がチヨイ／＼出る、それを皆引出して見なければならぬといふ甚だ都合の悪いことになつて居る、而して終にそれを統一した法律が今の少年法であります、少年法は諸君に於ても勿論御覽になつたことと存じますが、全體が六章に分れて居つて、其簡條が百三十四條あります、それで第一章は七歳以下の兒童の生命保護に關する規定で、これは

以前に獨立の法律があつたのをこれへ持つて來たのであります、第二條は十六歳以下の少年に對する虐待防止の規定であります、第三章は十六歳以下の少年の禁煙に關する規定であります、第四章は即ち今申す感化院の規定であつて、此少年法第四章に於て感化教育に關する全般の規定を定めて居る、第五章には十六歳以下の少年犯罪者特別取扱に關する事項を規定し、第六章には前五章に通ずる所の通則若くは雜則を設けてある、さういふ具合で殆んど犯罪少年若くは遺棄放浪の状態にある少年を教育し改良する保護乃至取締に關する規定は一に此少年法に集めてある、然らば其外に少年保護のことに關する法律はないかといふと、さうでなくして古い法律で残つて居るのが幾らもある、何故それをも出て居る法律であります、兒童の危険なる演藝取締法といふものがある、それは十四歳以下の兒童に危険な演藝をさせることはならぬ、それを犯したものは罰するといふ規定がある、そんなものも矢張り少年法の中に入れたら宜からうと思ひますが、それが這入つて居ないで舊來の法律が行はれて居る、さういふことあるのであります、此所で申す必要は或はないかも知れないが、淺草の公園などへ行つて見ると子供が危険な演藝をやつて居る高い竿の上に登る、落ちたら直ぐ死ななければならぬ、あゝいふ危険な藝をするのを看客は喜んで手を拍つて居るが、甚だ怪しからぬことと思ひます、あゝいふ危険なことをさせれば英吉利では罰せられるのであります。

次に感化院の種類に就て少し御話して見たいと思ひますが、先刻も申しました通り二種の感化院があつて、一は犯罪少年ばかりを容れ、他は犯罪少年ならざるものを容れる、第一を「リフオーマトリ」リフォーマトリ、スクール」といひ、第二を「インダストリアル、スクール」といふ、私はこれを簡單に第一のものを甲種感化院と名付け、第二の方を乙種感化院と名付けて、或雜誌に書きました所が、近頃これを賛成して下さる方もあると見えて、或人々が矢張り甲種乙種といふ言葉を使つて呉れるやうになりま

した、之れは大變都合のよい言葉と思つて居ります、其外に又「デト、インダストリヤル、スクール」即ちこれを直譯致しますれば、晝間工藝學校といふのがあります、これは感化院の一種ではあります、少年を收容しないので、其親の家なり兄弟の家なりから其所へ通ふ、これも感化法の範圍に屬するものであります、さういふ種類の學校もある、それから「ツルミアント、スクール」これは怠惰兒學校と譯したらよからうと思ひますが、此學校は普通の小學校へ通學するのを忌避する怠惰少年を收容するので、さういふ一種特別のものがある、けれどもこれは甲乙と分ければ乙種に屬するものでありますから別に茲で御話しは致しませぬ。

それから英吉利の感化院は大部分が私立の感化院でありまして國立のものは一つもない、國立の感化院とも稱すべきものは曩に申上げた「ボルストル、インスチテューション」であります、併し地方公共團體が設立して居る感化院は多少あるのであります、即ち「シテール」であるとか、「カウンテール」であるとか、「ポーロー」とか云ふ縣若くは市が建て、居る感化院はある、例へばケンツ縣で設立して居るごか、ミツドルセツクス縣が立てたとか、グラスゴウ市が立て、居るとか云ふ感化院があります、併し十中八九までは私立の感化院であります、其實質に於ては公私立とも少しも變らないのである、又た感化院といふ名を付けないで感化教育を施して居る所は澤山ある、それで私が今茲に感化院と申しますのは所謂國家が認定した所の感化院、英語でいふ「サーチフアイド、スクール」であります、國家がこれを「サーチフアイト」して感化院と認めただけに就て御話するのであります、其他に國家が認めて居らぬ所の感化院は澤山ある、其認められて居ると認められて居らぬのはどういふ譯かといふと、國家がこれを認めたものに就ては補助金を呉れるだけのこと、實質に於ては何等變りはない、國家の補助などは要らない、干渉を受けては却つて都合がよくないと考へる所の感化院は決して、國家に向つて「サーチフアイト」して貰ひたいといふことは云はない、自分勝手にして而して其成績

講 演

が必ずしも悪くないのがある、併し大抵は財政上の關係からして國家の補助金かなければ大々々、切り切れないので受けて居るのであります、段々精しく御話したいと思ひますが、昨日英吉利の内務省から私の許に感化院の報告を一つ送つて來ました、それを讀んで見れば尙ほ新しい事實を申上げることが出來ますが、これは一年前の報告を書抜いて來たのであります、一體英吉利に感化院の数がどの位あるかといふと、英吉利全國に於きまして甲種感化院が五十、乙種感化院が二百六十九合計三百十九の認定感化院といふものがあります、其三百十九の感化院があつてそれに犯罪少年若くは犯罪に傾いた少年、若くは遺棄放浪の状態で危険の虞れある少年を容れる、其甲種感化院へ容れるにも乙種感化院へ容れるにも必ず裁判所の手を経るので、行政官の手で感化院收容を命ずることは出來ないことになつて居る、私の調べました中でさういふのは見當らなかつたのであります、これは良い悪いといふのでない、唯だ事實をチョット申上げるのである、英吉利では多くの場合は正式裁判ではなく略式裁判所即ち「サンマリー、オブ、ジュリスジクシヨン、コート」、俗に所謂「ボックスコート」で感化院收容の言渡をするのであります、十六歳以下の犯罪者は原則として決して監獄へ入れないことになつて居る、従前の法律では刑の言渡をして其上に感化院入りと命ずるといふこともあつたのであります、例へば二年監獄に入れる、其刑期の満了した時に今度感化院に入れるといふこともあつたが、それは良くない、感化院入りと命ずるものは決して監獄には入れないといふことに改められたのであります。

それで右申す三百十九の感化院にどれ程の生徒が收容されて居るかと申しますと、一昨年の調べで甲種感化院に收容されて居る生徒の数が五千九百七十五人、乙種感化院の方は三万二千五百人で合計三万八千四百七十五人、殆んど四万人ばかりの犯罪少年及び不良少年が這入つて居る、其中で犯罪少年は約六千人居ります、斯の如く盛んなものでこれを人口比例に見ますと、人口の千分の一は

感化院の生徒であります。

それから斯ういふ御席でありますから餘り一般的の空な御話をしてもいけませんから少し立人つたお話をしてみたいと思ひますが、然らば感化生を收容する手續はどうかといふことを申して見ますれば、甲種感化院に收容する者と乙種感化院に收容する者とは勿論相違がある、先づ甲種の方から申して見ますと、甲種感化院に收容される者は十二歳以上十六歳未満の犯罪少年であります、裁判所が其少年に有罪の判決を下す場合に刑の言渡をしないで、其代りに感化院入りをもつて、故にそれは犯罪者である、唯だ禁錮を命ずるか懲役に處すかといふ代りに感化院へ收容を命ずることになつて居る、併ながら茲に一つの取除けがあります、何處の感化院でも引受けて呉れない場合は仕方なく刑の言渡をする、實際これは裁判の傍聴などに行くとき時々聞くこととありますが、感化院入りをもつて、併し其人間を引取る感化院のないことがある、裁判所も感化院に收容を命令する権力はない、さういふのは仕方がないから感化院收容の命令を取消して更に刑の言渡をすることになつて居りますが、これは取除けの稀な例でありまして大抵は皆感化院へ容れるのであります、それから乙種感化院の方に容れる者はどういふ者かと申しますと、これは大分簡條が澤山ありまして、乞丐をして居る者若くは乞丐をする目的で道路に彷徨して居つた十四歳未満の者は捕へて裁判所へ連れて來て乙種感化院入りをもつて、それから第二には父母又は保護者を失ひ若くは父母保護者の監督不行届にして一定の住所と生活の目途なく浮浪しつゝある十四歳未満の者、それから第三には親が懲役に行つて居るとか禁錮の刑に處せられて入獄中であるといふやうな者の子供であつて窮迫して居る十四歳未満の者は乙種感化院へ容れる、勿論斯ういふ種類の者は或場合には救濟機關の方に引取られることもあり、第四は父母又は保護者が犯罪の癖があつて所謂習慣的犯罪者若くは酒を飲む癖がある、これも程度問題であります、酒を飲んで仕事をしないやうな者でありまして、到底子供の監督を爲すに不適當な場

合は矢張り其廉を以て裁判所は其子供を乙種感化院に容れる、さういふことで此他種々の簡條がありますが、簡単に云つて見ますと、其外には泥棒若くは賣笑婦と親しく往來して居る所の十四歳以下の兒童、それから賣笑婦が賣笑の目的の爲に用ひて居る其家屋に一緒に住つて居る兒童、若くは其所に居る爲に矢張さういふ不潔な方面に墮落する恐れがあると認められる十四歳以下の兒童も乙種感化院に送られる、それから乙種感化院が或場合に犯罪者を容れるといふことを申しましたが、それは斯ういふ場合に容れる、即ち十二歳未満の犯罪者であつて大人が犯せば懲役以下の刑に處せられる罪を犯した者は乙種感化院に容られる場合がある、それからモウ一つの取除けは十二歳以上十四歳未満の犯罪者而かも初犯者であつて、其性質が稍や善良で犯罪少年ではあるが甲種感化院に容れるはチト可哀相だと思ふやうな者は十四歳未満であれば乙種感化院に入れる、まだ澤山の簡條がありますが、略します。

それから次に御話して見たいと思ふことは判事が感化院入りをもつて居る場合に、其言渡しを受け九時と實際感化院に這入る時との中間の時間を其少年は何處で暮らすかと云ふ問題です、感化院入りの言渡を受けてから實際入院をする迄には四五日は少なくとも掛かる、英國では之れを「リマンド、ホーム」と云ふ場合に收容する、此種の假收容所の設備は法律上警察官署が適當なる設備をしなければならぬことになつて居る、倫敦の例を申しますと、「リマンド、ホーム」といふものがあつて、其所に感化院に這入るまで假收容をして置く、警察の手に掛かると直ちに此所に收容する、さうして裁判を受けるにも其所から出掛けて行く、一日で裁判が終らなければ其日は「リマンド、ホーム」へ歸つて又翌日行くことになつて居る、私は倫敦のセントンビル、ロードと云ふ町にある「リマンド、ホーム」へ行つて見ましたが、男兒も女兒も數十名居りまして、感化院入りをもつて居る感化院に引取られるまで一週間なり十日間なり其所に居るのであるが、其間は唯だ遊ばせては置かないで、讀書算術を教

へ或は體操をさせるとか色々の事をさせて居る、私が行きました時に一人の十五歳になる男児が明日テームスの下流のバアフリートに繋留してある感化船「コンウオール」號に送られることになつて居るといふて居りました、大變可愛らしい子供であつて何をしたのかと役人に聞きましたら搔拂ひをしたのださうであります、本人が水夫になりたいといふから其望みを容れて感化船に收容することになつたのである、私は其感化船をも視察したことがあります、目的は海員養成に存するのであります。

それから今の感化院の少年收容のことに就て申して見ますと、甲種感化院では三年以上五年以内の期間收容する、三年以下とすゝことも出来なければ五年以上とすることも出来ないであります、但し如何なる場合と雖も其收容者が十九歳に達したならば退院せしめなければならぬ、それでありますから感化院をあちこち澤山廻つて見ましたが、右の如く收容年数が三年以上と極つて居る爲めに作業に練熟を興へる上に於て甚だ都合がよい、レンドヒルの感化院に行きました時には禮拜堂の増築工事をやつて居りました、レンドヒルの感化院は皆犯罪少年で憎らしい少年ばかり這入つて居るが、さういふ小僧が禮拜堂を造つて居りました、次回に行つて見た時に出来上つて居つた、聞いて見ると生徒達の手で全然仕事をしたといふことであります、勿論職人の親方が付いて居りますが、子供が右の増築をやつたのであります、裁縫の如きも世間へ出て一人前とは行かないでも、先づ一人で飯の食へるだけの賃金が取れる職工として仕立屋の家に雇はれることが出来るだけに仕込み得るといふことであります、靴にしてもナカ／＼能く造る、若し君が御望みならば造り上げて上げやうと同院の「セクレタリー」が私に申しました、或は指物や大工等のことを見てもナカ／＼立派なものが出来て居る、これは谷田參事官なども御覧になつたと思ひますが、レンドヒルの感化院の構内に一つの農村の雛形が出来て居る、手先きの器用な日本人の目から見れば何んでもありませんが、兎に角巧みに出来て居

講 演

演

(三二)

ります、約十五坪乃至二十坪位の地積へ一の村落の模型を造つたのであります、寺もあれば川もあり水門もある、學校もあり民家もあり、川には橋も架つて居り、色々の物が揃つて居るのであります、其家屋や何かは誰が造つたかといふと皆院生が造つたといふことで、作業教育には實に力を盡くして居る、勿論宗教的倫理的の薰育にも骨を折つて居りますが、私の見た所に依りますれば作業教育と云ふことが最も重きをなして居る、當局者の説を聞いて見ても作業教育が能く出来なければ感化教育は能く出来ない、唯だ説教を聞かせて、眼に見へない神佛がお前達を見張つて居るから悪いことはするなといふた所で、飯の食へる業を手に着けてやらなければ所謂良民にはなれない、従つて感化の目的は達し得られないと云つて居りました、日本の感化院でも之れは同じでなければならぬ道理です、或は達し得ると見ると作業の擇み方に難儀をして居る、請負制度の作業にすると屢々失敗をする、状態の注文があつたから一週間ばかりやる、今度は麻裏草履の注文があつたから之れを二週間やる、其次に風船玉を拵へるといふやうに、二三週間位で仕事が違つて行くから、何づれの仕事にも熟練することが出来ない、況んや状態などを張つた所で、よしや熟練しても世の中で飯を食ふといふことは出来ないと、状態を何千枚何萬枚張つても妻子を養ふことは出来ない、唯だ勤勉の習慣を付けるといふ丈であればいくら効があるかも知れませぬが、今申す如き請負制度に於てはさういふ困難があるやうであります、それで歐米の感化院では私の見た限りに於ては、請負的作業は或る程度までやつて居りますが、原則としては院自身仕事の種類を定めてやつて居る、例へば造靴の如き指物の如き、裁縫の如き大工の如き仕事を定めて院生を訓練して居ります、蘇格蘭のグラスゴウ市に近きベヤースデンの女子感化院では世間一般を御得意として洗濯業をして居りましたが、之れなどは熟練の後には一人前の飯の食へる仕事である、裁縫のことなどは私が倫敦の北部にあるウオルサムストウの「セント、ジョーンズ」感化院に参りました時に感心したことは、其所からは非常に裁縫の上手な生徒が出るのであ

ります、其所で養成した裁縫科の生徒は世間へ出しても一週間に三十志(十五圓)位は取れる、如何に安くても二十志(十圓)は取れると院長が話しましたが、さういふ風によい結果を得て居る、それから其教場に行つて見ると第一に人體の組織のことから教へる、それから裁ち方及び縫ひ方等一切専門の職工を作るに足るだけの教へ方をして居る、又蘇格蘭のエデンバラから約二十哩程の所にある有名なる感化院で「ウエリントン」感化院といふ甲種感化院へ行つて見ました所が、靴工場に於ては生徒に先づ皮革の種類名稱のことを教え、それから其皮を如何にしてなめすか、又染めるかといふことを教へる、それから又た人間の足の形等に就て教える裁方縫方を教へるのは無論であるが、此所で二三年修業した院生は立派な靴職人になると云ふことです、此作業教育のことに就ては各院とも種々苦心をして居るものと見へて、或る感化院では仕事を原動力を用ひて居る所があるが、大抵は用ひて居ない所が多い、「ウエリントン」感化院では特に其事に就て私は院長に質問を試みた、これだけの工場でも何か原動力を用ひたら良いではないかと申しましたら、それはいけない、原動力のある工場へ行けば誰でも働けるが、原動力のない小さい靴屋に行つては働けないと云ふやうな職人を作つては駄目である、極く小規模な骨の折れる仕事に慣れさせて置けば機械を應用する工場では仕事をすることは樂である、初めから原動力を用ひて便利に出来るやうにやつてはいけないから特に原動力を用ひないと云つて居りましたが、これなどは誠に能く考へたものと思ふ、又た感化院のことではありませぬが、有名な彼の獨逸の「クルツプ」會社は職工の子女を教育する爲めに種々の學校を設けて居りますが、私が彼所に行きまして感心したことは「ハウスヘルツングス、シユートレ」といふのがある、これは家政學校でも申しませうか、職工の娘達を集めて家政のことを教へる、其所が矢張りさうでありまして、養物を教へるにも料理屋的に簡單に便利に出来ることは一つも教へない、矢張り炭火をおこして其上に鍋を掛けて煮るといふ實際貧乏世帯で養物をするやうな甚だ手数の掛ることを教へる、

それから其養物をするにもどうしたならば炭の儉約が出来るか、どうしたならば調味の儉約が出来るかといふやうなことを教へて居る、斯ういふのは感化教育とは別物であります、作業教育といふ上に於て非常に有益に感ずるのであります、何を煮た後で何を煮れば炭の儉約になるとか云ふことを教える、就中私が最も實際的であると思ひましたのは米でも麥でも煮るのに一定の程度まで熱を與へて其熱を保存して置けば後は自然と煮へるものであるといふので、鍋なり釜なりに一定の熱を與へて、其熱を保存する器械に入れる、それは甚だ簡單で四角な箱の中に粉殻のやうなものを入れて、眞中を深く掘つて其中に釜を入れて上から蓋をして置く、さうすると何分間の後には充分に煮える、さうして空いた火の上には又別の物を掛けて煮れば炭や時間の儉約になると云ふことを教へて居る、裁縫もさうでありまして新しい衣服を縫ふことを先づ教へるよりは、襤褸縫りを先きに教へる、斯ういふ職工の娘達が何處に嫁に行くかと云へば或は金満家か貴族の所へ嫁入る者がなくとも限らないが、大體は先づ職工のやうな者の所へ嫁入るものである、さうすれば四季の着物を其折々に新しく縫ふことは減多にないので、寧ろ修理といふことが必要であるから、先づどういふ具合に衣服を繕つたら最も體裁が良いかといふやうなことを第一に教へなければならぬ、さうして後に至つて新衣の裁縫を教へてもよい、新しい着物を縫ふ時には仕立屋に頼んでも聊かの金で出来るが、繕ひは常に家庭でしなければならぬから、それで右の如き教へ方をするのであると校長たる婦人が説明して呉れました、斯ういふことはどうかといふと英吉利などよりも獨逸に於て感心することが多かつた、これは獨逸人が一般に儉約であるといふことがさういふ所にも現はれて居る、英吉利人は獨逸人より儉約に就ては遙かに劣つて居るやうであります、併し「ウエリントン」感化院の如きを見ると、作業教育に非常に骨を折つて居ることが歴然として認められる、此作業教育が巧く行かなければ感化教育は巧く行かない、感化遷善は作業教育に伴ふと云つて居る、然らば教誨説教は軽く見て居るかといふと決し

て軽く見ては居らないのでありまして、御承知の通り英吉利に於きましては必ず感化院に禮拜堂があつて説教師が説教をする、それも日曜日に一回づゝ形式的に禮拜堂に集つてするのではない、一週に二度三度位やつて居る、それから面白いことには新教の人と舊教の人とは一緒に禮拜をさせない、英吉利の何處へ行つて見ても舊教派の人と新教派の人は多少仲が悪いのかどういふものか一緒に禮拜をやらぬ、舊教の禮拜堂と新教の禮拜堂とは感化院に於ても別々に置いてある、若し一つの禮拜堂を用ひなければならぬ場合には新教派の禮拜時間と舊教派の禮拜時間を別にする、私は日本の監獄の教誨に就て此宗派の別といふことはどうなつて居るか知りませぬが、日本人は耶蘇教と云へば何んでも耶蘇教、佛敎と云へば何派何宗に分れて居つても佛敎で、佛敎の人が必ず基督敎の禮拜に列しないかといへばさうでもない、又基督敎の人が佛敎の場所に列しないかといへばさうでもない、頑固な老人はどうだか知りませぬが、學生などは殆ど無頓着にやつて居るやうに思はれます、それは私の觀察が誤つて居るかも知れぬが一般に宗派には淡白である、日本人から見ると、感化院とか監獄とか、或は救濟所などに於て宗派の異同に就て特に苦心をするなどと云ふことは誠に馬鹿らしく思はれるのであります、それで感化院に於てはどういふ具合になつて居るかといふと「プロテスタント」の感化院に「キャンリツク」の感化院と云ふ風に分れて居る、それで舊教派の者は「プロテスタント」の感化院に「キャンリツク」の感化院の者は「キャンリツク」の感化院に容れないことになつて居ります、それで少年を入院させる時に先づ色々の事を取調べるが、第一に其少年の宗派は何であるかといふことをも取調べる、其少年の親が「プロテスタント」の感化院に持つて行く、それと反對に新教の者は舊教の方へは容れない、これは歴史上根底の深いことでありまして、日本人から見ればをかしいが、あちらの人は當り前に考へて居るのであります。

斯ういふことをくどくどしく御話し致しますと時間が掛りますから、茲に少し書いて來た原稿の未だ半分も申上げないのであります、先づ此位にして置いた方がよからうと思ひます、それでポルストル監獄のことなどに就て尙ほ他日機會がありましたならば御話することも出来やうかと思つて居りますが、要するに感化院は私の見た所では數の多いことから申し置すれば英吉利が一番盛んで又歴史も古い、色々に手も焼いたことがあるやうに思はれるけれども兎に角盛んであります、然かし大陸の小さい國々では尙ほ一層英吉利などより上手な政策を執り且つ完全なる設備を有して居る國が澤山あります、例へば丁抹の如き、或は白耳義の如き、或は近頃和蘭などでもさういふ傾があります、特に又瑞西の如きは然りでありまして、瑞西でも私は感化院を見ましたが、ナカ／＼良いやり方をして居ると見受けました、で此少年犯罪者を改良するといふことに就ては、英吉利及び大陸歐羅巴諸國、又た亞米利加に於ても非常に力を入れて居ります、特に少年裁判所などのことに就て御話すれば又面白いこともございませうが、これは今日は略します、私は紐育の少年裁判所を傍聴しましたが、誠に宜い仕掛けと思ひます、英吉利でも近頃少年法の結果として少年は特別の裁判所で裁判することになつて居る、勿論裁判所は同じであるが少年の裁判をする時を別にして、大人と一緒に扱はないことにして居る、尤もマンチエスターあたりには數年前からあつたのであります、近頃に至り法律上少年裁判所の設けを要することになつて來たのであります、又收容者の別異法、感化生の分類法等に就て御話し致しますれば多少御参考になることもあらうかと思ひますが、其中で一番面白く感じたのは和蘭のフェルゼンといふ所にある感化院の生徒の分類法である、餘程面白くやつて居ると思ひますが、是等も他目に譲ります、甚だ申上げましたことが複雑致して御聽苦しく御座いましたらうが、其段は御容赦を願ひます、誠に乾燥無味な御話しで長い時間清聴を煩はしました段は謹んで御詫言を申し上げます。

○監獄教誨の眞價如何の論文を讀むで

山口監獄教誨師 清水 曇華

本誌第二十三卷第十二號(四十二年十二月號)に甲府監獄櫻井氏の所論にて、誠に妙文以て詳細に教誨及教誨師に關する評論ありしは、吾人一讀して慚愧措く能はざりしも、再讀するに聊か意見を異にする點あるを以て、秃筆をも不顧爰に論せんと欲する所以なるを以て乞ふ少しく吾人をして云はしめよ。

第一總説中に論ぜられたる四十一年より四十三年に至る、最近三年間に於ける受刑者の總數年次其數を増加するは、刑の量定長きと教誨師の教誨其徳性を涵養する能はざるの二因に論せられたり。是れ一應最もなるが如きも容易に同意する能はざる所なり。何者教誨なるものは形而上にして積極的のものなれば、中食を廢する結果空腹を感ずるその如く、一回の教誨を以て改心者を得べきものと限るべきに非ず、若し一回の教誨にして改心し得たりとするも、短日月に於て其効果を認むべきものに非ず、然るに往々醫術の外科の如く、頓服藥の如く、教誨の効果を期待せる短見者流の多きは斯道の爲め大に憂ふべきことならずや。或は又論者の云ふが如く新法實施以來の受刑者増加は教誨の効果如何に在りとするも、僅かに三年間に於ける年次増加を以て判斷するは、多少早計の論にはあらざるなきか、少くとも十年の歳月を驗するに非ずんば知る能はざるべし。吾人思へらく恐くは十年の歳月を驗するも之を知る能はざるべし、眼前に苦役を與へられ痛苦云ふ可らざる刑法の制裁すべし、尙三年間に於ける結果を見れば効果を收むる能はざるに非ずや。釋尊は大無量壽五惡段に於て恚心快意、極身

作樂、或於親屬不避尊卑、家室中外患而苦之亦復不畏王法禁令、と説けり是れ即ち人情の常態なれば、徳性の涵養宗教的信念の養成は容易ならずと云ふ可し。故に吾人は曰く醫術を早計に判斷するものは醫術の眞價を知らず、宗教及教誨の効果を輕視するものは其眞實の眞價を知らざるものなりと。

第二形而上に屬する教誨を論ずる中には、誠に至言以て之を論ずると雖も、要求するが如き教誨師は容易に得難く、若し得たりとするも在監受刑者の教化を教誨師一人に任し、他の必要機關に於て更に注意を拂ふなくんば、得て其効果を望むべきに非ず。例せば家庭に於て家長たる主人に對し、妻及兄弟等の態度宜敷を得る能はずんば、其子孫に對する教訓と威嚴とは保持する能はざる可し、爰に至れば自我的觀念の旺盛なる子孫は、家庭を破壊して拾收すべからざるに至るなるべし。余の實驗せる事實には、某在監人は典獄より聖書の閱讀を指示せられたるを以て、典獄を基督教信者と誤解し、基督教信仰を標榜すれば可及的の利益を與へらるべしと揚言し、他囚を教へて囚狀を亂せしことあり、又或る監獄にては某看守囚人に對して曰く『坊主の虚言を聞きて何に爲すか』と、如斯は一例に過ぎずと雖も斯の統一を缺くの状態、各監獄を通して尠からざるを吾人は信するなり。如斯場合に於て如何に教誨を加ふとも素より意思薄弱なる彼等は、直に之に同化せられて其効を空くするは必然の結果なるべし。吾人と雖も現在の教誨師は完全無缺なりと云ふ能はず、又形式的教誨に非らずとも斷言する能はず、然れども形式的教誨も亦其効果全く無きに非ずと思惟す。爰に於て吾人思へらく、教誨をして有効ならしむべき補助者たる諸氏に於て形式的なり、無効なりと妄評するに至りては、所謂獅子身中の虫たる感なき能はざるなり。

第三形而下の教誨を論ずること實に吾人は何等の言を云云する能はず、然れども教誨師も亦人類なり、亦家族を有せり、子弟を教育せざる可らず、素より吾人は自己の及ぶ限りは私財をも投ずるをも辭せずと雖も、判任待遇とするも奏任待遇とするも、皆是れ下位にありて醫士の俸級に比せば遙かに

下級なるは事實なるが如し。斯る教誨師に向つて獨り私財を投じて救護すべしとは、吾人敢て多くの俸級を貪るの精神なきも、多少不當の責任を強ゆるには非らざるかの感を有するなり。現在吾國の教誨師は同一司獄官吏の中に於ては、比較的私財を投じて救護を爲し、家庭を訪問する者多きを信ずると雖も、未だ之を成表して社會に公表することなきを以て、世人之を知る能はざるならんかと思ふなり。

其他教誨師の人格及其教誨の拙劣なる所以等を論じて餘す處なし、素より人間として世に處する平凡なる吾人教誨師にして、萬人悉く之を改心せしむる能はざるは必然の事實なるべし。試に思へ高僧智識として萬人之を許す親譽上人や、法然上人や、日蓮上人や、其時代に在りては萬人悉く之を化したりしや。西哲偉人たるソクラテス尙妻女を感化し得ざるは事實ならずや、寧ろ吾人の如き平凡なる教誨師の能く爲し能はざる所なり。尙今日の實況に鑑みるに、古への高僧智識ならざる高等文官試験に合格せるが如き人物が、進んで教誨師の職を奉じて献身的に従事するもの果して幾人かある、尙高等なる典獄の職を希望するものあるを聞かず。若し高僧偉人の職を奉ずるありとするも、天理教を以て公認教と爲すが如き社會状態、殊に頑迷なる在監人をして、獨力以て十二分の効果を奏するが如きは得て望むべきことにあらずと信ず。故に吾人は不肖なりと雖も身宗教の門に育ち、多少祖意の存する處を信ずるを以て、多くを期待せず一人にても改心者即ち信仰の人を得ば、一は國家に對する奉公と信じ、一は宗祖に對する報恩の萬一に酬ゆるならんこと、誠意誠心以て職に盡すのみ。

元來吾人の教誨師として在囚を教誨するの目的は、素より改良感化に外なしと雖も、近來吾人の感ずる處を以てすれば、眞實の改心者は健全なる宗教的信念に求むるより外なしと思惟す、然れども亦倫理的父母妻子の感情に逼まられて改悔するもあり、或は名譽、利益、其他周圍の事情より改悔するものありと雖も、父母なく妻子なき彼等の言ふ所を聞くに、私は雖も悲む者もなく悦ぶ者もなきを以

て寧ろ太く短く世を樂むに如かずと、或は地位もなく名譽もなき身なれば改心して下等の生活するよりは、世を荒しても樂みを極めて刑場の露たらんなど云へるは、吾人の屢々聞知する處なり、爰に至りては倫理も名譽も利益も其効を有せざるなり。然るに宗教的信念に至りては、貧に安じ、苦に樂み、社會の風波に遇ひては如來絶待の慈悲に慰められて、罪惡の恐るべきを自覺し、自己の世に竭すべき本分を知りて、其生を完ふすべきは宗教法悦の人に於て求むべきなり。宗祖親譽上人は、流刑を受けて配處に赴き嘆して曰く、配處に赴かずんば何に依りてか邊鄙の群類を化せん、これなば師教の恩致なりと、其精神身體の全部は如來の慈光に光被せらるればなり。今其實例を擧げて之を證せん。吾人静岡監獄に在勤せし時前科十二犯にて監中最惡の評ありし田所昇一なるもの、或る事情に依り信佛の志を起し深く法悦の人となれり、其時恰も司法大臣の巡視ありしに際し、局長の下問に應じ大臣へ開陳せしことありき(四十年四月)、爾來性格を一變し温和なる人物たるを得たるも、尙看守長等に在りては假面なるべしと評したりしも、爾後一年半の歲月一日の如き行爲たるに至り始めて氷解せり、同人は四十三年六月を以て余の轉勤後放免し、目下は東京府下日暮里停車場前に商店を開き、圓滿なる家庭に於て法悦と共に日を送れりとして、出獄已來今日に至り余に通信すること拾數回に及べり。其他數人の信仰ある人物を得て最も快く執務を爲したりしが、昨四十二年五月山口監獄に轉勤已來も、専ら自己の所信を披瀝し同信の者を得んと志せし結果なるか、將九佛天の冥助なるか〇〇〇〇なる主成年、(目下二年の刑を執行するもの)、自個の罪惡を懺悔し深く改悔の色を顯し佐藤典獄に懺悔し出たる事實ありて已來、既に五ヶ月已上を経過するも性格一變して益々法悦的人物たるものあり。其他數人は確かに改心者としての信者を得たるを覺知せり、故に吾人は一人の眞心改悔者を得ざるの妄評を受くることを欲せざるのみならず、斯道の爲め大に憂ふべき點あるを以て、敢て愚論拙文をも顧みず櫻井氏に對へ以て斯道先輩諸氏に訴ふる所以なり。

○監獄衛生雜感 (其二〇)

金澤 石崎 實樂 生

(一八八)監獄衛生學 *Gefängnis-hygiene* 學統よりして基礎衛生學(普通稱する衛生學)は主として衣食住並に土地、氣象、水、排泄物、埋葬、傳染病豫防に關する事項を研究す之が應用を教示するもの實用的衛生學なり即ち學校衛生學工業衛生學、軍陣衛生學、監獄衛生學、或は警察衛生、船舶衛生、鐵道衛生、乃至小兒衛生、婦人衛生、齒の衛生、眼の衛生を説くに至る衛生學は羅甸に之を *Hygiene* と稱す之れ希臘語ヒギアアに起原すヒギアアは健康守護の女神なりと云ふ獨逸語に *Gesund heit* *hege* 云ふ者健康保護學の義なり今より四十年前時の政府使節を歐米に派遣せし際醫學教育調査の爲め隨行せし長與專齋氏の伯林に至りしとき國民一般の健康保護を擔當せる特種の行政組織あり又た同地大學には之が教室に教授せられあるを見て歸國後明治八年六月醫務局を内務省に移して衛生局と改稱するに至れる者なり衛生なる熟字は長與先生の苦心せられし所にして或時莊子を讀み庚桑楚篇に衛生なる言あるにより之を採用せられたる者なりとす衛生學の目的を達するには二種の方法を要す即ち一は吾人の健康を害すべき諸般の事項を避け其作用をして人體に及ぼさしめず一は吾人身體の抵抗力を強健ならしめ縦令外來の侵襲に逢ふも能く之に耐へ其健康を害せざらしむるにあり衛生學を實際に應用するには個人及び公衆衛生に區別して可なり(ペツテンコーヘル氏は必要を認めずと云ふ)公衆衛生は個人の及はざる所に於て或は行はれ難き所に於て多數人の健康を保護する目的にして法律を設け規則を制定す傳染病豫防消毒法、種痘法等の如し個人衛生は一個人の自衛を専らにする者にして假令は不消化の者や食せず衣服身體を清潔にする事、室内通氣、採光、運動等以て身體の強壯を助け凡て個人自由の權内にて行ふ方法にして通常は行政權の束縛する所に非ず監獄衛生の如きは其性質無論公衆

寄

書

(三三)

衛生の一部に屬し他の一面を觀察すれば個人的衛生法を典獄代つて之を行ふと考ふることを得、何となれば監獄は一の大なる家屋にして多數の家族的個人的衛生を行ふ爲に典獄は其戸主なると一般なればなり故に監獄内にて行ふ衛生は一は個人衛生にあり又一は公衆衛生に屬すべき者ありて其中間に位す衛生學の要求する所を能く實際に行ひ得るときは病死者を減じ健康を増進し平均生命を延長し之を一團に取りては殖産工業を盛んならしめ富強の効果を來すべし反之病死者増加し不健康に陥り命數を短縮す爲に大損害を來すの不結果を生すべし衛生と經濟とは親密の關係ある者にして衛生行はるれば經濟上の利益之に伴ふ監獄に於ても生産的の事業行はるゝを以て病者を減し健康を増進し以て收得を増すべし監獄に於て得る所の統計的經濟及び衛生上の關係は之を自由良民の生活を營みたる市町村之を大にしては一縣、全國の衛生と經濟の關係を考究するの好材料なりとす病死者の統計は之を比較して自由良民の數に近つかしむることは年來の希望に屬す病死數の良民より劣ることは免るゝことを得ず又た平均生活年齢を調査するは其方法尤も複雑にして殊に全生活間囚人生活をなす者に非ざれば之を研究すること甚だ困難なり良民にありては日本は平均數三十八歳にして英國は五十歳なりとすペツテンコーヘル氏は疾病休業に要する程度の病人は死亡者一人に付三十四人にして其疾病休業者の平均罹病日數は大凡十八日半なりと云ふ衛生學の要求をして完全に實行せしむれば理論上病者は其跡を絶つに至るべしと雖實際に於ては之を望むも得べからざるなり何となれば(一)衛生學は未だ完全に發達せず(二)已知の衛生法と雖種々なる事情によりて實行すること能はず(三)經濟の許さることあり衛生法のことば經濟上多額の金を要し然も實行すること能はず故に今日に出來得る限りに於て健康を障害する原因を除却し事情及び經濟の許す範圍内に於て公衆衛生又は個人衛生を普及することを認めざる可らず吾人の健康は種々の統計に據りて明にすることを得べし普通は死亡と出產の統計による者なりと雖監獄にありては出產の必要を見ず在監者と死亡の比例を見て其健康の關係を知り之を數年

前と比較し其死亡率の増減により衛生進歩の状況を窺ふに過ぎず死亡は國を異にするによりて差あるのみならず同一國內にありても場所の異なるにより大差を生ず加之生活状態(貧富)及び年齢により異なり殊に長幼の異なるにより死亡に大差あり死亡の尤も多きは生後より一歳迄なり夫より年齢の加はるに従て減少す最少なきは十歳乃至十五歳の間とす之より年を加ふるに従て次第に其數を増加すオール氏は職業の異なるに従ひ死亡に差あることを表示せり各監獄に於ても亦た死亡數に著しき差異ありとす一般死亡の原因に付ては二八%は小兒病なり其他傳染病、呼吸器病、消化器病多數を占む傳染病は病原體の體外より來襲するにより起り消化器病は主として食物に起因す呼吸器病は感冒よりするもの多し感冒は氣温・湿度等主として外界に大關係あり吾人は常に外界と戰ふものなれば之に對する相當の保護なかる可らず之れ衛生の必要なる所以なりとす故に衛生上に注意して人體の健康を保持増進する方法を講し以て人類天賦の幸福を完ふせしむるを以て衛生の本領とするなり受刑者が自由を剝脱せられ精神を抑壓せられ衛生上の一大要素を奪却せられ居ることは刑の執行上已むを得ざる可なりと雖古來彼等の處遇に付ては或は寛に流れ嚴に失したるが如きことあるは歐米も日本も亦た免かる可らざる所にして之を監獄の歴史に徴して明なりとす然ども衛生的保障は常に最小極限に限るを可とする者の如し(假令新刑法實施以來刑期長き者多しとするも)犯罪者と雖依然人類たるを失はざれば人苟くも其人格を尊重する限り刑事裁判官が法に據りて宣告する各自由刑が全く健康傷害の最大極限たる人命全滅即ち受刑者死歿の懸斷ならざる限りは監獄内に於て施すべき衛生制度も亦た必ず之を標準とし之によりて其程度を定めざる可らずストレングは謂へらく刑を適用するに中り短期に於ては膺懲の功を奏せしめ長期に於ては肉體受害の虞なからしむること刑執行上一般に須く講究すべき問題なりとワールベルグ曰く世の難する者監獄生活は貧乏の勞働者に勝ると故に兇兒は進んで逸樂の拘禁を撰取し因て處世の痛苦を免れんとすと之れ理なきに非ずと雖只最短期の刑に服する者に限るの實況にし

て唯安逸利便の刑事的給養を愛する爲甘んじて殘留するもの果して幾何なるべき乎出監の日を待つ一日千秋屈指措かず云云歐洲に於ては最近一世紀間監獄衛生に著しき進歩を來し監獄死亡數に著しき減少を來せり在監者の死亡數が良民の夫に比し大差なからしめんと欲するが如きは社會の一問題にして衛生的保護の範圍を超越せんか之れ却て彼等に對し過分不正の恩惠とならん爲に刑の本質と相一致せず徒らに其健康を増進する意外の奇觀を呈するに至らん犯罪者は洋の東西を問はず二十歳乃至四十歳の者大部分を占む人類死亡の時期にある幼者、老者は尤も僅少なり又出獄者が生命を短縮するの傾向を以て囚徒の死亡數と良民死亡數との比較は困難なる點ありウイルムは中年壯丁にして刑の宣告を受けたる者の内船役に處せらるる者は凡そ三十年乃至三十三年懲役に處せらるる者は凡そ三十六年其生命を短縮せらるると云ふマンペウス氏は囚徒中幼者なきときは其大部分は中年壯丁なるを以て其死亡數は實に驚くべき多數なりと今假に平均年齢を四十歳とすれば良民よりも三倍を下らず多きは五倍以上に至るとエンゲル氏は犯罪行為により先づ危懼の念を起し更に良心の刺戟により精神上の痛苦を増し延て生理的變調を來れし後ち拘禁を受くるに及び一層其苦惱を極め因て心身の衰弱を致すを常とす故に普國生命保險會社は犯人の生命を保護する場合には保險料に大凡二十歳増の割合なりと云ふマイエル氏は三十乃至四十歳を短縮すとガイスレル氏は良民に比し中年者は十年を短縮すと云へり年齢を増すに従ひ漸く接近すと英のジョン、イー、ウオーカーは囚徒の死亡數良民より少きことに付謂へらく之れ良民死亡の三分の一を占むる十五歳以下の者を缺くと女子及老者の少なきによりたる者にして換算するときは囚徒の死亡數は良民と大差なきを示せり(英國は囚徒中二十歳乃至四十歳比較的多しと云ふ)ペール氏は囚徒の死亡は10%を以て平均數とするを以て之を超過するときは衛生制度不良なる兆證なりと然れば現在普國及日本共に死亡數尙は多きに失す殊に近來良民の死亡數漸次減少するに於てをや囚徒死亡數を良民に比し過多なるは止むを得ざるも監獄制度の力により之を格外多數に至

らしめざるは我々の常に努むべき所なりとす受刑者に死亡の多き原因は囚徒中貧者多く之等は自由生活にありても死亡多し富人にしても過食溺色等身體組織に弱點多し飢渴、放逸共に身體精神を衰廢す犯罪拘禁を受けたるものは其大部分は健康發達及び保全に最便ならざる監房に生活するによる又囚徒の大部分に體質上缺點あり之を以て監獄の非衛生的勢力に抵抗するの力を有せず其他刑の執行嚴正に行はる、者と見て自由束縛、個人的特性を顧みるに完全ならざることを、規律に無制限に服従をなさしむること、壓迫的懲罰、家族と分離すること、内心の憂苦、真心悔悟、歡喜なく快樂なき單調無聊の現況、常閉室内の繫留、偏味にして不充分的な糧食、衛生的設備の不完全なるありペール氏は最初三年就中第二年は最も危險期なりと三年四年以上監獄生活に慣るゝときは之に抵抗することを得るに至ると云へり然れども刑期の長短に従ひ死亡數に差あり刑期の増すに従ひ死亡者を増すこと明なり拘禁期間三ヶ年間のものは五〇、八 $\frac{1}{2}$ なるに十ヶ年間のものは一〇五、九 $\frac{1}{2}$ 十四ヶ年間乃至十九ヶ年間のものは一四〇、一 $\frac{1}{2}$ の割合なり(ブレッツ、エンゼー監獄)我國明治二十八年同三十三年迄の平均死亡數は四〇、七 $\frac{1}{2}$ なりしか明治三十五年より同四十年迄の平均數は二二、八 $\frac{1}{2}$ となれり之を歐米の各統計に比較するも漸次衛生の進歩發達せし狀況を認むることを得べしと雖尙ほ社會一般の勞働社會よりも死亡數多きを想へば監獄衛生の不備覆ふ可らざるなり依て茲に諸書及び先輩の意見を引證して當事者の參考に資す。

○囚交の側面觀

甲 齋 櫻 井 革 聲

千九百十年華盛頓に於て開催せる萬國監獄會議議事の一部を略閱するに云へるあり曰く集合的電磁

力是多衆が社會善を目的として進む場合はは之れを助長すべしと雖も反對の場合には之れを抑制せざるべからずと又云く監獄内に在りては多數の囚人相援けて善に向て進むことは原則として豫期し得べきにあらざ他なし彼等は程度に輕重こそあれ何も反社會性を帶ぶるものなればなり此に於てか吾人は彼等の員數的配合を爲すに當りては共同して營むことを要する身體的任務の要求を妨げざる範圍内に於て集合的電磁力の強度を其最少限に減縮する方法を採らざるべからずと是れ實に囚交の竟に避くべからざる理由を婉曲に分解してた復遺憾なきに近しと謂ふべし

抑も囚交とは何ぞや獄囚相互の通意致情なり刑人各個の唱酬應答なり蓋し獄制本來の主眼として獨居拘禁の十全なるを喧傳するの際突如として如此言議を云々するは前提既に過まるなきかの批判を免かれざるべきも事の實際は大に這般の消息を總分絲解して細かに機微を抉摘するの必要あるを如何せん蓋し人は意思を有し靈能を持せり渠等罪囚は法規の嚴厲峻壁を踰へて巧みに通話し濃やかに諷示するの狀は苟くも司獄員として間直接に其衝に觸る者の熟知する所ならん然れども通話交語は獄則の禁ずる所なれば渠等は其表面に於て將た監視者の耳目の及ぶ限りに在ては決して之れが手段を弄するが如き拙策に出でず於此乎之れを其側面より徐ろに視察するときは其巧技妙術歴々として指掌すべく皎々としてレンズに透入し來るなり請ふ試みに之れを論述すべし

凡そ交道に善惡の二途あるは世間通有の狀態たるに同一に囚交にも又善交惡交の殊別あるは自然の成果たらずんばあらず然れども人或ひは怪しまん獄裏の徒にして善交を保護し互に相切磋するが如きは太だ謂はれなきにあらざやと是れ蓋し皮相の見解にして這裏の消息に通せざるの致す所なりとす知らずや橋本左内、吉田松陰、頼醇、梅田雲濱、渡邊華山或ひは訥庵、天山又は近世に於ける河野廣中等の在獄せるや日夜起臥動作を同ふせる兇漢等に對し諄々として忠孝節義の重んずべきを説き以て渠等無賴者をして毎に正襟側聽せしむるのみならず往々落涙禁する能はざらしめたるを蓋し彼等の國事

に處して法の問ふ所となるや元より尋常の罪囚として處遇せるに非ざるは勿論なるを以て兇惡なる罪人等と同處せりとは雖も一身は常に他囚の儀表模範たりしなり故に如此志士偉人の事蹟は姑らく之れを措くも牢獄の中豈徳器を抱き道心を擁するの分子なしと言はんや是れ茲に善交惡交の岐るゝ所とす而して善交其者は所謂良知良能の發作にして人情自然の友情愛着を伴ふ者なれば罪囚と雖も決して特異の點を見出だす能はざるは勿論其陰闇鬱密の場。嚴鈴峻鐸の下尙ほ且つ忠告、慰藉、切磋、責善、激勵等を互に相奨匡するの狀は寧ろ奇とすべき現象として稱揚に値ひするものなくんばあらず然れども其如此は獄裏希觀の事實なると同時に慎重周密の觀察を遂ぐるに非ざれば容易に善意良心の發揮と否とを斷ずる能はざる所にして一に具服者の精鑑を必とする所以なり之れに反し惡交其者は各種の手段に依て遂行せられつゝある渠等囚人間の交誼にして其の大なる者に至てや反獄逃走の計を立て詐謀盜策を案し欺世陷人の慾を充たさんとする等事毎に反社會的性質を暴白して頃刻も休止することなし而して又其小なる者に至ては常に役業を怠り勞作を避け苟くも隙の乘するあるか紙片を隠し食品を窃み其他同囚の給與品類を埋匿隱藏する等絶へず獄則監視に違反するが如き是れなり要するに是れ等の情態を檢察し來るときは先天的犯罪性の存するなきやはロンブロー氏ならざるも之れを衍説し將た論究するに於て精益求精を加ふるあらんとす然り而して其匪計を企て惡望を遂げんとするや同氣相求め同惡相親しみ以て通謀謀告の策に腐心するの狀は少しく監察を渠等の舉止動作に注ぐときは的然として視界に簇集せざるなし而して其交通應接の手段たるや分て音示默示の二者とす詳言すれば音話默話の二様是れなり請ふ少しく闡明する所あらん

第一 音話 必要以外問談雜話を禁ずるは渠等に對する法規の命する所なりとす於此乎渠等は口舌の音を發せず言語の力を須ひず他物の音響を假りて通話に代ふるものとす即ち其の坐するや軽く拍手して時刻を報じ品數を告げ甚しきは役業の緩急勵否を號令するに至る而して又其歩するや履履を鳴らして刑期の滿つるを告ぐるに一方は一咳して之れに應じ再喘して後事を約する等其他地均らし。胴搗き等の就業に在ては彼の木遣音頭なる俗唱に交ゆるに誹謗罵詈の言辭を弄し互に應答する如き之れか鼻兒の習癖を傳播して偏に毒辣の行爲を取てするや實に恐怖に値ひするものなくんばあらず而して其之れを遂行するや幾微の隙利那の間を利用する者なれば監視者の細心留意を要する勿論なりとす」第二は默話にして専ら眼瞼曙光を動かして意中を通じ又は雙手を上下し雙腕を振ふ等の所作を以て事實の顛末を交互通報するものにして其の音響的に出づるものより之れを看破するに於て遙かに至難なるものあり古語に言はずや千丈の堤も蟻蝮の一穴に潰ゆと夫れ然り故に機は動の微なり其の之れを察知するに於ては能く秋山の兔毫を見るの明なくんば焉んぞ照破燭徹して伏魔を赤裸々に露出するを得んや

前來論述せる所は實に囚交の情態を側面より觀察せる一斑に過ぎずと雖も之れが真相の如何は略ぼ曲悉し得たるを信ず蓋し渠等か表面に交談通話して其の罰則に觸るゝが如きは元より普通の事にして如此は視察上大なる困難を認めず如何となれば例規條章の設くるあつて苟くも之れに抵觸せんか忽ちにして之れを彼れに照らし以て矯正するの易々たるものあればなり之れに反し側面曲所を利用して巧みに縱談橫話を試みらるゝに至ては之れを檢覈するの術に於て不容易なるは勿論其の危險性の大きなは決して一朝一夕の談に非ざるを識認せずんばあらざるなり吾人は獄務に執筆する日尙ほ淺きを以て之れ等の秘密を索出するに於て未だ何等の成案を有せずと雖も一二見聞する所に依て聊か其概要を記述し世の經驗ある實際家の所論を開かんと欲するものなり

嗚呼渠等の意思を交換するや若し惡交に傾かんか破獄の囚となり騷擾の動機となる然り而して其極や危害を社會に被及するの大なるは測知すべからずとなす豈悚然として粟栗せざるを得んや司獄の職に従ふ者は渠等を監視するに於て縱橫曲折表裏正斜所謂聲なきに聞き形なきに見るの覺悟あるを要す

是れ即ち權道なり而して一旦其匪行を發見するや常に正義に則り公道を示し堂々として懲誨する所なかるべからずリユクサンブル監獄事務官ブリュック、フアーベルト氏が本年の萬國監獄會議に報告せる書中に云へるあり曰く完全なる實習を反覆することは滲入作用の最良なる手段なり同行爲を屢次反覆すれば遂に慣習を生じ熟練を作すと等しく心理的訓練を屢次反覆することは聽て遷善せんとする囚人に對して一の神經細胞矯正術を爲すものなり彼等は之れに依りて再び義務を守りて事に處するの境涯に立戻るの結果を見るべしと一様尋常毫も新奇の論說に非ずと雖も其の恃生惡情の發動し止息する所に着目して之れを善導し將た良化するの術を解する者に非ずんば焉んぞ能く眼光の此に達するを得ん要するに又至言たるを失はざるは勿論吾人は世の司獄員たる者の其の萬一を髣髴せんことを熱望に勝へずとす

○給餅行

櫻井革聲

步石井詞宗水戸梅瑤礎

獄裏雖不見靚梅。竄竊蒸炊似春雷。元朝給來幾片餅。更喜人參與芋魁。天恩海岳及疵疴。使幾多枯骨蘇來。寂寞之場啾々氣。各房忽見瑞色開。事物由來伴世變。理獄豈亦許守株。西長東短互相較。折中先須應急需。遇囚制度貴嚴正。石門鐵柱禁笑娛。刑論罰議尊精核。草創潤飾避淺膚。君見是斯紀律府。一行一止唯森然。囚影筆々何悽絕。無奈道心竟不堅。數片之餅是良鑒。餅也如雪太潔妍。咀焉嚼焉多滋味。應謝皇德高似天。餅也雖微慶意大。一碗猶卜千歲芳。此情識否及罪囚。一視同仁遠期望。嗚呼聖世豈易遭。堯天舜日屬洪荒。論汝梟兇無賴賊。洗舊染去流馨香

統計

明治四十三年十一月末日現在在監人員表 (△、減)

刑事被告人	受刑者	勞務場留置者	懲治人	携帶兒	監獄	警察署	留置場	備考
六、〇六一	六〇、四八二	一、〇二三	六七	三三	六六、八二七	八三九	六七、六六六	內朝鮮人刑事被告人男一人、受刑者男十一人アリ
三二三	三、五八三	一六二	三	三九	三、九六五	一四五	四、一〇〇	本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ
六、三八四	六四、〇六五	一、一八五	七〇	七二	七〇、七九二	九八四	七一、七七六	
現 前月末日	六、五九九	一、二三八	八四	八四	七〇、九九九	九八七	七一、九八六	
前年同月末日現在	八、一五四	六三、〇七五	七四一△	一〇四△	七三、〇〇〇△	一、〇五八△	七三、〇五八△	
前月比較	二一五△	一一八	五八△	一一二△	二〇七△	三△	二〇△	
前年比較	一、七七〇	九九〇	二〇一	六七一	一、二〇八	七四	一、二八二	

刑事被告人 受刑者 計

伊 葡 佛 英 清
太 葡 蘭 吉 國
利 牙 西 利 國
男 男 男 男 男

一 一 一 一 一
四 一 一 一 一
計 五 五

漸く進んで世人の注意を喚起し來りたりと認む、拙著「母と子」の如きすら短期間にして數千の家庭に播種せられたるを見るも其一斑を知るべきなり、於爰乎予輩の理想も亦空しからず若々實現せらるゝものご信じ益す奮勵事に當らんと欲す

左に本事業の餘力試みたる兒童虐待防止事業の概況を報ず 自四十二年七月至四十三年末

救護兒童總員五十三人 (男一九、女三四) 年齡最少生後八月 最長十三年

虐待の原因

貧ひ子 一四

繼子厄介子 二三

加害者の邪惡 三

里預けの戻り 二

惡癖矯正のため 四

白痴を矯正 一

貧困のため 六

救護現況 七

當保護所 一 東京育成園 一

○長野縣の保護事業近況

白井 勇 松

白井典獄より同地の保護事業に附き通報せられたるものにして頗る要領を得たりと認むるを以て其全文を掲げて報道す (香川生)

拜啓嚴寒の候益御清祥奉賀候陳は新年も早や十日と過ぎ實に鳥兔の匆々たるには驚入る計りに御座候一陽來復と共に微力ながらも斯道の爲めに一層の貢獻致し度存じ居り候ことに御座候に付不相變の御聲援を願ひ上度候却説當地出獄人保護團體たる信濃福壽園の發展方に付ては先きに御通報致したる次第も有之候ことなるが昨年十月規則を改正せし以來本部並に松本、上田、飯田に於ける各支部とも大に活動の歩を進めたることに御座候改正したる規則は既に御覽被下たること、は存じ候へ共爲念茲に一部相添申候、一昨年創立したる側の四、五の宗教家及び小生赴任後監獄吏員が一致して毎月一定の額を定めて釀出寄附する月額四拾餘圓は別ものとして改正規則に依り會員を募り出資の承諾を得し金額は今日の處約貳千圓に達し尙

福田會 一 岡山孤兒院 一
婦人育兒會 一 養育院 二

安全なる育養に復したるもの 一〇
死亡したるもの 三

警告を與へ育養を監視しつゝあるもの 三〇
監視中一家の所在不明となりしもの 三

吾人現代の發展隆盛を祝す之を祝すと共に看過し能はざるは益す激甚を極むる貧富の懸隔にあり。僅に吾等の見聞する所の悲惨なる事實すら年を追ふて増加せり。當年先登第一に保護を求め來りし出獄人の着到は一月一日の零時五十分頃なりき、彼れの窮狀以て窺知するに足れり、又窮民の生活難は最愛の實子をさへ虐待するの慘事あり、前掲數字の兒童中には實に瀕死の境涯より救拯したるものあり、予等今更の如く救護機關の緊要を覺り層一層奮勵救護の業を盡し可憐なる同胞をして聖代の恩に浴せしめんと欲す。希くは大方の志士眷顧垂仁之れに援助を與へられんことを。

は本支部とも熱心に會員の募集に努め居り豫期しつつある基本金額に達するの日の一日も速に至らんことを望みつゝあることに御座候而して明治四十三年中の事業成績は左の通に有之候何分創始時代にして保護人員は未だ多からざるも成績は良好なりと言ふを憚らざる積に御座候事業は漸次擴張する計畫にて本年は昨年より尙は一層多數の人員を保護するは勿論萬般の上に發展を期し度ことに御座候

明治四十三年中信濃福壽園成績

一收容人員

參拾六人

現在保護中のもの貳拾貳人

保護を解きたる者拾參人 (解保後犯罪せる者一人あり)

死 亡 者 壹人

現在保護者の職業別

- 機關大 夫 一人、會社事務員 一人、袖 職 一人
- 屋 根 草 職 一人、店 員 四人、竹 細 工 一人
- 下 女 奉 公 二人、炭 燒 業 一人、日 雇 稼 十人
- 何れも成績良好既に圓満の家庭を造りしもの二人あり
- 一右の外本年旅費衣類を給與せしもの七人あり

昨年十月長野縣知事が發布せられたる出獄人保護に關する訓令は監獄法施行規則第六十九條の應用上に大なる効果あることにて該訓令の發布前に於ても固より施行規則第六十九條に依り保護に關する意見を通報したるものあるも反響の微弱なるを免れざりしが該訓令發布以後に於ては大に趣を異にするに至り隨て保護の必要なる者に對しては努めて通報することゝし即ち訓令發布後十二月末迄二ヶ月半許の間に通報したるものは五十四人にして其他四十三年中に保護團體の手に委せず監獄が別に相當保護手段を執りし者は八十餘人にして即ち左の如くに有之候

明治四十三年中保護を加へし人員百三十五人

(昨年は十七人)

内町村長及び警察署長に保護方通報せしもの五十四人(大多數は明治四十三年十月長野縣に於て保護に關する訓令を發せられたる以後に屬す)旅費衣類を給與せしもの、父兄を召喚し引渡せしもの及び篤志家の引取りたるもの等

八拾壹人

四十三年中に於ける當監獄の假出獄者は六十三人にして假出場者(懲治人の)は十三人合計七十六人に有之而して假出獄後死亡したるもの三人あり他の七十三人は孰れも行狀善良業務に精勵しつゝありて現に従事しつゝある職業等は左の通りに有之勿論數年の後まで視察するにあらざれば眞の勅果は斷言し能はざるも未だ不良を以て目すべき者あるを見ざるは誠に喜ぶべき現象に有之候

明治四十三年中假出獄及び假出場者に關する調

總人員 七十六人 (昨年は五人)

内假出獄者 男 四拾七人

女 拾六人

假出場者 男 拾參人

女 無

右の内保護團體に入りたるもの拾壹人にして其他は悉く家庭に歸りたるものなり而して孰れも出監後の成蹟良好なり右七拾六人の現在従事せる職業別は左の如し

救 護 事 業

下女奉公	理髮	農工	土田職	眞田職	蹄鐵工	日雇工	會社員	機關夫	炭燒業	染物業	生糸工	大工職	魚類商	石工職	藥種商	新開途	給商見習	石版活版職	穀商雇人	死亡	
假出獄者 男 一	假出獄者 女 一	假出場者 男 二〇	假出場者 女 八	假出場者 男 二	假出場者 女 二	假出場者 男 一	假出場者 女 五	假出場者 男 一	假出場者 女 一												
計 一	計 一	計 二〇	計 八	計 二	計 二	計 一	計 五	計 一	計 一	計 一	計 一	計 一	計 一	計 一	計 一	計 一	計 一	計 一	計 一	計 一	計 一

計 四七 一六 一三 七六

十八歳未満の受刑者は出監の際は必ず父兄を呼出し引渡すか又は監獄若くは保護團體の手を以て之を父兄の許に送り届け父兄に説得して大に將來の責任を負ふことを自覺せしむることに致し居り又十八歳以上の者と雖も青年の意志強固ならざる者には此手段を執るを必要として可成之れが方法を執り居り候多くの中には沒義道の父兄もありて折角の苦心を水泡に屬せしむることもあることに御座候過般も長らく在監して刑期終了に因り釋放したる一人是れは年齢は所謂壯年時代にして著しく改悛の狀ありとも認めざりしも兎に角父兄に詫びて將來必ず身を誤らざることに致すべしと誓ふの色強ち虚偽にもあらざりしを以て本人の請ひもあり旁々保護團體の保護主任に委し自宅に送り届け父兄に本人の誓言並に監獄に於ける行狀上相當改悛するに至るべき旨を保護主任より父兄に咄したるに其厚意を謝するの意なきのみならず本人は決して屋内には入れしめずと云ふの挨拶にて保護主任は大に困まり其村の駐在巡查を介して之を説

得し漸く引渡しノ事を終へて歸れりと云ふの有様
なりしが後數日を経て或る地に兇惡の犯罪事實發
生し犯人を逮捕し見れば即ち前記の者なりしが如
きことあり其犯罪本人は大に憎むべしと雖も其半
面には明かに家族が其素因を爲せるを認むるに足
る這は只其一例に過ぎざるも序ながらに記すこと
に有之候

當監獄本分監とも十餘年來死亡者遺骸の假葬し
たるものを合葬したることなく本監は昨年六月合
葬して其追弔法會を營みたることは其當時御報道
致したることに御座候が松本分監は昨年十一月之
れが合葬並に其追弔法會を營み上田分監は本月之
れが合葬並に其法會を營む筈にして飯田分監は四
月頃に至りて之れが實行を爲す計畫に有之候

右は餘り協會雜誌の材料にも相成間敷候得共忙中
の幾分時を割き得貴意候次第に御座候時下折角御
自愛奉禱候亂筆御高恕被下度候拜具

信濃審判規則(改正ノ要點)

第一章 總 則

第一條 本圖ハ信濃福審判ト稱シ本部チ長野監獄所在地ニ支部

チ各分監所在地ニ置ク
支部ハ所在地チ冠シ松本支部、上田支部、飯田支部ト稱ス
第二條 本圖ハ主トシテ長野監獄本分監出獄人ニシテ保護ノ必
要アリト認メタル者チ保護シ自營ノ道ヲ講シ其民ニ復歸セシ
ムルヲ以テ目的トス

第三章 本圖ノ事業ハ概テ左ノ如シ

一 出獄後住居ノ家ナク又ハ頼ルヘキ所ナキ者チ一時寄寓セ
シメ業務ヲ執ラシメツツ其方向ヲ定メシムルカ若クハ之カ
保護ヲ引受クルコト

二 出獄人ニ對シ職業ノ紹介ヲ爲スコト

三 出獄ニ際シ時衣又ハ歸郷旅費ナキ者ニ對シ之チ救助スル
コト

四 出獄人チ保護者ノ許ニ送り届ケルコト

五 前各號ノ外出獄人ニ對シ家庭ノ融和精神ノ修養其他保護
上必要ト認ムル行爲ヲ爲スコト

第四章 引受保護ノ期間ハ三年以内トス但保護主任者ノ意見ニ
依リ此期間ヲ延長スルコトアルヘシ

第五章 支部ニ於ケル重要事項ハ其執行前本部ノ承認ヲ受ケ
シ

支部ニ於テ執行シタル事項ハ毎月其成績表ヲ作り本部ニ報告
スルモノトス

第二章 組 織

第六條 本圖ハ左ノ會員ヲ以テ之チ組織ス

一 名譽會員

評議員會ニ於テ之チ推薦ス

二 特別會員

本圖ニ對シ功勞アリト認メ理事會ニ於テ推薦シタル者又ハ
毎年金拾圓以上五年間若クハ一時金參拾圓以上出資スル者

三 維持會員

毎年金參圓以上五年間又ハ一時金拾圓以上出資スル者

四 通常會員

金壹圓以上出資スル者但二年以内ニ分納スルコトヲ得

第七條 出資額ハ毎年數回ニ之チ分納スルコトヲ得

第八條 會員ニハ本人ノ希望ニ依リ會員ノ種別ヲ表彰シタル章
ヲ頒ツ

第九條 本圖ハ會員名簿ヲ作成シ住所氏名及ヒ出資金額ヲ登録
シ以テ永遠ニ之チ保存ス但名簿ハ本支部毎ニ別冊トス

支部ニ於テ募集シタル會員ニ付テハ毎月支部ヨリ本部ニ其氏
名、住所及ヒ出資金額ヲ報告スヘシ

支部ニ於テハ支部ニ屬スル會員名簿ヲ作成シ置クヘシ

第十條 會員外ニシテ本圖ノ總旨ヲ贊助シ金品ノ寄贈ヲ爲ス者
アルトキハ之チ會員ニ報告シ謝狀ヲ呈ス會員ニシテ出資ノ外

特ニ金品ノ寄贈ヲ爲スモノアルトキ亦同シ

支部ニ於テ前項ノ寄贈ヲ受ケタルトキハ其金額又ハ物品ノ種
類及ヒ評價額ヲ本部ニ報告スヘシ

第三章 本部役員

第十一條 本圖ニ左ノ役員ヲ置ク

一 團 長

一 副 團 長

三 副 團 長

一 團 長

一 團 長

一 團 長

一 團 長

二 副 團 長 三名以内
三 團 長 三名以内
四 評 議 員 若干名
五 保 護 主 任 一名
六 理 事 十 名
七 事 務 員 若干名
前項ノ外被保護人ノ診療若クハ教訓等ニ付相當ノ篤志家ニ其
任務ヲ囑托スルコトアルヘシ

第六章 被保護人ノ取扱

第二十六條 保護主任ハ保護開始ノ際被保護人ニ保護上ノ規定
其他心得方ヲ指示シ誓約ヲ爲サシムヘシ

第二十七條 保護主任ハ被保護人ニ對シ善具ナル家父ノ態度ヲ
以テ之チ被保護人トス

第二十八條 被保護人チ雇主ニ紹介スル場合ハ保護主任ハ之カ
身元保證ヲ爲スモノトス

第二十九條 保護主任ハ被保護人ノ携帶スル金圓及ヒ所得金ハ
必要ノ費用ヲ控除シタル殘額チ一人別ニ郵便貯金又ハ確具ナ
ル銀行ニ預ケ入ルル等利殖ノ方法ヲ以テ之チ貯蓄セシメ其遺
領ヲ保管シ置キ保護解除ノ際之チ還付スヘシ但臨時ノ必要ニ
ヨリ貯金ノ内拂テ求ムルモノアルトキハ其事情ヲ取調ヘ已ム
ヲ得サルモノト認ムル場合ニ限リ其手續ヲ爲スヘシ

第三十條 保護所ニ起臥スル者ノ食費其他ノ雜費ハ之チ自辨ト
シ所得高ノ内ヨリ之レヲ償還セシム但自辨シ能ハサル者ニ對
シテハ之チ代與シ若クハ惠與スルコトアルヘシ

第三十一條 被保護人本圖ニ損害ヲ加ヘタルトキハ貯金ヨリ之ヲ償還セシメ尙不足アルトキハ相當ノ方法ヲ以テ之ヲ追納セシムルコトアルヘシ

第三十二條 保護主任ハ屋主ノ許ニ在ル被保護人又ハ自宅ニ在ル被保護人ト雖モ時々訪問若クハ通信ニ依リ指導教訓ヲ加フルモノトス

第三十三條 被保護人ニシテ屢警告ニ違背シ到處其民ニ復歸スルノ見込ナシト認ムルモノハ保護ヲ解除スヘシ

第三十四條 被保護人死亡シタル場合ニ於テ遺骸ノ引取人ナキトキハ埋葬ノ手續ヲ爲シ遺留ノ貨物アルトキハ之ヲ以テ其費用ニ充テ餘アルトキハ之ヲ相續人ニ交付ス若シ相續人ナキトキハ警察官ニ充ツ

遺骸ノ引取人アル死亡者ノ遺留貨物ヲ引取人若クハ相續人ニ之ヲ交付ス

第三十五條 逃走者ノ貨物ハ本圖ニ償還シ滿一年ヲ経過シ本人出頭セザル時ハ本圖ノ資金ニ加フヘシ

第三十六條 被保護人ノ職業紹介其他保護上ニ關シ常ニ本支部ノ聯絡ヲ圖リ保護ノ目的ヲ達スルニ便利ナル土地ヲ以テ本據トスルニ努ムルヲ要ス

第三十七條 支部ハ毎年一月七月ニ於テ前半年分ノ保護成績表ヲ作り之ヲ本部ニ報告スヘシ

第三十八條 本部保護主任ハ毎年ノ保護成績表ヲ翌年二月迄ニ作成シ會議ニ報告スヘシ

但シ緊急若クハ重要ナル事項ハ隨時報告セシム

第五條 本圖ニ總裁副總裁及顧問若干ヲ設ク

但シ參事會ノ評定ニ依リ推擧ス

第六條 本圖ハ他位名朝アル篤志者ヲ推擧シテ翼賛員トス

第七條 本圖ニ左ノ役員ヲ置ク

一 團長 一名 會務ヲ總理ス

一 主事 若干 會務ヲ分掌ス

一 任期 二年 任期滿ニ於テ各宗寺院住職ヨリ推擧ス

一 主計 二名 出納ヲ司ル

一 任期及ヒ指定ハ前ニ同シ

一 參事 四十四名 主要事項ヲ評定ス

一 各會ノ會長又ハ副會長及幹事壹名トス

第八條 本圖ハ會議ヲ分テ二種トス

一 毎年四月參事會ヲ開キ諸般ノ案件ヲ審議シ且ツ事務ノ狀況及會計ノ報告ヲナスモノトス

二 主要ニシテ急進ヲ要スル問題ハ臨時書面ヲ發シテ賛否ヲ決定ス

第九條 本圖ノ經費ハ各會ノ負擔トシ其賦課法ハ參事會ノ評定ニ依ル

第十條 本圖ニ左ノ簿冊ヲ備フ

- 一 役員名簿
一 一般會員名簿
一 保護名簿
一 重要書類

○福島縣中央慈善團の創立

福島縣内各郡に於て各宗寺院の發起に係る免因保護其他感化救濟事業を目的とする團體は到る處創設せらるゝに至りしより之を統一する中央機關の必要起り寄り々に協議中なりしが愈舊冬十二月二十一日各慈善會の代表者は會同の上該規則を協

定し總裁には同縣知事西久保道氏顧問には同縣事務官官今野東吾同阿部龜彦福島地方裁判所長柳澤重固同檢事正河西博文同判事奈良猶與同檢事佐藤伊惣治及典獄伊藤俊光諸氏を推薦し佛教慈善會聯合團の創立を見るに至れり左に同規則を掲ぐ

第一條 本圖ハ福島縣佛教慈善會聯合團ヲ稱シ事務所ヲ福島市某寺ニ置ク

第二條 本圖ハ縣下各佛教慈善會ヲ統率シ相互ノ組織ヲ通シ以テ事業ノ發展ヲ期ス

第三條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ毎月一回會報ヲ發刊シ其他實益アリト認ムル方法ハ之ヲ行フ

第四條 各慈善會ヨリ本圖ニ對シ毎年四回前三ヶ月(自一月自七月自十月至三月至六月)間ノ狀況ヲ五月八月十一月二月ニ於テ本會ニ報告セシムルモノトス

一 出納簿

一 諸報告書

一 會誌

一 附則

一 第九條ノ經費ハ參事會ノ評定賦課徵集ニ至ルマテ假制ナク以テ豫納セシム

二 本則ハ四十四年二月一日ヨリ施行ス

○静岡縣の保護手續

静岡縣に於ては富永典獄赴任以來數次同縣知事に交渉しつゝありし出獄人保護規程は舊冬十二月二十八日縣令を以て發布せり其全文左の如し尙之と同時に典獄は保護を求むる者を關係箇所に通報する手續を定めたり

静岡縣訓令第三十二號

出獄人保護手續左ノ通定ム

出獄人保護手續

第一條 警察官署長及市町村長ハ典獄ヨリ出獄人保護ニ關スル通知ヲ受ケ若クハ出獄人ニシテ保護ヲ要スルモノアリト認ムルトキハ第一號様式 出獄人保護者名簿ニ登録シ協力シテ就斃其ノ他適切ナル保護方法ヲ講スヘシ

郡市役所 警察署分署 町村役場

救護事業

業行 生活家庭就業出獄ノ罪名刑期寄留地氏名年齢 状態状況歷年月日	出獄人保護者成績表(明治六十二年) 警察(分)署 (六十二月末日間)			
	生活家庭就業出獄ノ罪名刑期寄留地氏名年齢	職業 自何年何月三ヶ月間視察スルニ勤勉ノ状アリ職業ニ至何年何月三ヶ月間視察スルニ勤勉ノ状アリ職業ニ満足セサルノ状アリ怠惰ノ状アリ職業ニ休ムコトアリ等 (每三ヶ月記入ノコト)	家庭 自何年何月三ヶ月間視察スルニ親族間能ク和合セリ至何年何日三ヶ月間視察スルニ親族間能ク和合セリ家族ト常ニ和合セサルノ状アリ妻帯後夫婿間親密調和セリ等 (每三ヶ月記入ノコト)	生活 自何年何月三ヶ月間視察スルニ生計困難ナルモ借財等ヲ爲サス奢侈ノ状ナシ金計管困ナルニ不拘金品ノ寄贈ヲ爲スコトアリ普通以上ノ生計ヲ營メリ等 (每三ヶ月記入ノコト)

○埼玉縣の出獄人保護規程
 埼玉縣に於ては豫て三浦典獄と地方當局者と協議し出獄人保護規程を設けんとする計畫ありとの事なりしが愈舊臘十二月二十九日を以て左の縣令を發するに至れりと云
 埼玉縣令第五十一號
 郡役所 警察署
 警察分署 町村役場

眞實	困難	親密	不勉強
調和	和	不勉強	

第二條 被保護者住居ヲ轉シタルトキハ警察官署長及市町村長ハ名簿ニ其旨ヲ朱記シ且ツ其體本ヲ移轉地ノ當該官公使ニ送付スヘシ
 第三條 被保護者ニシテ滿一年以上居所不明トナリ又ハ警察官署長又ハ市町村長ニ於テ保護ノ必要ナキモト認メタルトキハ協議ノ上其保護ヲ廢止シ其ノ旨名簿ニ朱記スヘシ
 警察官署長ハ前項ノ事實ヲ警察部長及静岡典獄ニ通報スヘシ
 第四條 警察官署長及市町村長ハ常ニ被保護者ノ動靜ニ注意シ苟モ荒怠不良ノ行爲アリタルトキハ之レヲ戒飾シ以テ累犯ノ豫防ニ努ムヘシ
 第五條 適當ノ職業ヲ有セサル被保護者ニ對シテハ警察官署長ハ市町村長ト協議シ速ニ就職ノ途ヲ講シテ正業ニ就カシムヘシ
 就業ノ資ナキ被保護者ニ對シテハ市町村長ニ於テ公私ノ團體若クハ篤志者ニ謀リ資金融通ニ就キ適當ノ措置ヲ爲スヘシ
 第六條 被保護者多額ノ金錢ヲ所持スルトキハ市町村長ニ於テ適當ノ方法ヲ設ケ利殖ノ途ヲ指示シ以テ勤儉ノ念ヲ涵養セシムルコトニ努ムヘシ
 第七條 公私ノ團體若ハ個人ヨリ出獄人ノ保護ヲ申出タルトキハ警察官署長ハ市町村長ト協議ノ上其適否ヲ定メ之ニ囑託スルコトヲ得
 警察官署長ハ前項ノ保護者ヨリ毎月一回被保護者ノ動靜ニ付キ報告ヲ徴スヘシ
 第八條 警察官署長ハ毎年六月、十二月末日現在被保護者ノ成績ヲ第二號様式ニ依リ翌月二十日迄ニ警察部長及静岡典獄ニ通報スヘシ

第一號様式

業行	事項	實	居住地	本籍地	出獄年月日	姓名	年齢	族籍
			姓名	刑期	姓名	年齢	族籍	
			(記載例) 明治何年何月何日居住地ニ歸着セリ明治何年何月何日ヨリ何職ニ就職セシム何圓ノ所持金アリシヲ以テ某所ヘ預金セシメタリ明治何年何月何日資金トシテ何圓ヲ以テ職業用何物品ヲ購入セシメタリ業務用ノ資金ナキナリ以テ貸與方出願セシメ明治何年何月何日何國ヲ貸與シタリ 明治何年何月何日酒色ニ荒ムノ狀況アリシヲ以テ戒飾ヲ加ヘ明治何年何月何日妻帯セシメタリ 明治何年何月何日保護ノ必要ヲ認メサルニ至リシニ依リ除斥ス等 明治何年何月何日(公團體私團體個人)ノ適當ノ保護者ト認メ保護ヲ委託シタリ					
			(記載例) 自何年何月三ヶ月間視察スルニ不良ノ交友アリ酒色ニ荒ムコトナキモ常ニ酒ヲ嗜ミ居レリ尙ニ酒樓ニ登ルコトアリ勞銀ニ付テハ貯蓄ノ觀念ナシ動モスレバ					

行ス

出獄人保護規程

- 第一條 本規程ハ出獄人ニ對シ保護監督ヲ加ヘ改過遷善セシムルヲ以テ目的トス
- 第二條 町村ニ居住スヘキ出獄人ニシテ罰獄法施行規則第百六十九條ニ依リ出獄人保護ニ關スル通報ヲ受ケタルトキ又ハ保護ノ必要アリト認メタルトキハ警察署長、警察分署長ハ第一號様式ノ出獄人保護臺帳ニ登記シ其體本ヲ本人居住地ノ町村長ニ送付スヘシ
- 前項ニ依リ送付ヲ受ケタル町村長ハ體本ニ依リ臺帳ヲ調製スヘシ
- 第三條 警察署長、警察分署長又ハ町村長ハ速カニ被保護者ヲ召喚シ若クハ其所在ニ就キ將案卷行ヲ保テ正業ニ就クヘキ旨ヲ訓諭スヘシ
- 第四條 被保護者ニシテ自ラ適當ナル業務ヲ選擇シ若クハ發見スルコト能ハサルトキハ警察署長警察分署長及町村長ハ協議ノ上被保護者ノ性質技能及財産等ヲ參酌シテ適當ノ業務ニ就カシメ又ハ業務ノ紹介ヲ爲スヘシ
- 町村ノ經營ニ係ル事業アルトキハ止ムヲ得サル場合ノ外被保護者ヲ使用スヘシ
- 第五條 被保護者ニシテ從事セシムヘキ業務ハ豫メ一定スルヲ得サルモ可成射的ニ屬スルモノハ之ヲ避クヘシ
- 第六條 警察署長警察分署長及町村長ハ協議ノ上被保護者ノ保護ニ關シ部内ノ區長又ハ親族故舊出獄人保護事業ニ從事スル

監督スヘシ

- 第十二條 被保護者ニシテ保護監督ヲ保有スルノ必要ナシト認ムルトキハ町村長警察署長警察分署長ハ協議ノ上之ヲ解除スヘシ
- 第十三條 警察署長、警察分署長ハ第二號様式ニ依リ保護成績表ヲ調製シ毎年々々分チ一月及七月二十日限リ當廳ヘ報告スヘシ
- 前項ノ報告ハ其都府複本ヲ調製シテ浦和監獄典獄ニ通報スヘシ
- 町村長ハ第三號様式ニ依リ貯金額ヲ調査シ前項ニ依リ毎年二回所轄警察官署ヲ經テ當廳ヘ報告スヘシ
- (出獄人保護臺帳記載事項)

- 一 本籍、住所、民名生年月日
- 一 性質、體質、教育、程度技能
- 一 資産交際人物家族續柄
- 一 罪名別名刑期犯罪原因
- 一 出獄セシ監獄名、出獄理由、在監中ノ行狀
- 一 入獄前ノ職業出獄後ノ職業
- 一 保護上注意スヘキ要點、保護ヲ引受ケタルモノノ住所氏名
- 一 保護中ノ視察事項及保護ニ關シ取扱タル事項ノ要點
- 一 (出獄人保護成績表記載事項)
- 一 出獄シタル人員、管外ヨリ移轉シタル人員管內ヨリ移轉シタル人員

者神職宗教家其他適當ナル者ニ其位講教導ヲ囑託スルコトヲ得

- 前項ノ場合ニ於テハ其保護者ヨリ毎月一回保護ニ關スル實況ヲ通報セシムヘシ
- 第七條 警察署長、警察分署長及町村長ハ公衆會同等ノ機會ヲ利用シ努メテ被保護者ノ保護ニ關シ世人ノ同情又ハ注意ヲ喚起スルコトニ努ムヘシ
- 第八條 警察署長、警察分署長及町村長ハ日常被保護者ノ業務ノ勤怠ヲ活ノ實況交際者及近傍ノ批評等ニ注意シ慚意又ハ不正行爲アリタルトキハ之ニ戒諭ヲ加ヘ懇切ニ感化誘導スヘシ
- 第九條 町村長ハ被保護者ニシテ作業賞與金其他金錢ヲ所持スルトキハ正當ナル目的ニ使用スルモノヲ除ク外之ヲ無價貯金又ハ銀行預金ヲ爲サシメ其種類ヲ保管シ利益ノ觀念ヲ誘起スルニ努ムヘシ
- 被保護者ニ於テ貯金拂戻ノ請求アリタルトキハ天災事變其他特別ノ理由アルノ外之ヲ承認スヘカラス
- 第十條 被保護者住所ヲ移轉シタル場合ニ於テハ本縣内ナルトキハ當該警察署長警察分署長ハ其保護臺帳ヲ行先地警察官署ニ當該町村長ハ其保護臺帳及貯金アルモノハ其預金額ヲ行先地町村長ニ送付スヘシ
- 被保護者他府縣ニ移轉スルトキハ當該警察署長、警察分署長ハ其旨ヲ行先地警察官署ニ通報シ同時ニ保護臺帳ヲ送付スヘシ
- 第十一條 郡長ハ被保護者ニ對シ間接保護ノ任ニ當リ町村長ヲ

雜錄

○川越分監落成並慶讚會

法要狀況

(司法大臣監獄局長等の式辭演說大要)

舊臘十二月十三日浦和監獄川越分監落成式を舉行し三浦典獄は式辭を述べ工事主任の報告あり次で正親町秘書官は司法大臣の式辭を朗讀し小山監獄局長は式辭演說をなし大谷曾由師、島田縣知事順次祝辭を朗讀せり後慶讚會法要を行ふ。當日參列者の重なるものは小山監獄局長、正親町司法大臣秘書官、島田埼玉縣知事、黒田浦和地方裁判

所長、大岩檢事正、藤澤森兩典獄、岡本判事、市川郡長等にして其他官公吏學校長及川越町獻地有志者監獄職員等二百十餘名なり又本派本願寺側よりは當日執行せらるべき慶議會を兼ね大谷尊由師渡邊贊事長、花田、河野兩贊事及侍僧數名の參列ありて頗る盛大を極めたり。式辭、演説左の如し

▲式辭

川越分監新築成る茲に落成式を擧ぐるに當り一言するを得るは本大臣の欣ぶ所なり

抑々我國監獄に於ける少年犯罪者に對する行刑の方法を見るに所謂試験時代に屬し少年者の犯罪を防遏するに適切ならざる憾あり然るに今や本分監は建築新に成り設備稍や全きを得將に少年犯罪者を收容せんとす職員にして一層勉勵事に從ひ意を遇囚の途に致すあらば庶幾くは從來の缺點を補ふことを得ん乎各員旂を努めよ聊か蕪辭を陳じて式辭とす

明治四十三年十二月十三日

司法大臣子爵 岡部 長職

建物の必要なのがあります併し監獄に建物が必要な程建物の必要な事業は他にはありません例へば教育にも校舎が必要に違ひありません併し校舎が無くとも教育は出来ぬとは申されません随分野外でも教育は出来ぬとはありませんまい然るに建物がありません自由刑の執行は到底不可能であつて建物が無ければ自由を制限する區劃が無いのであります懲役なり禁錮なり到底執行することは出来ないものであります監獄に建物は缺くことが出来ぬので建物が無ければ監獄が無いのであります

前に申しました通り刑罰の目的即ち監獄の目的は人類の悪性即ち社會の安寧秩序に反する性質を改め善人と爲すのであります犯罪人をして改過遷善せしむるにあります人をして改過遷善せしむることは頗る困難なる事業でありますが年若き時代に於ては比較的容易でもあります必要でもありません斧を用るるに至らぬ時代に於て悪性を刈り去らねばならぬのでありますそこで歐米諸國に於ても就て悪少年の矯正策を攻究し或は

▲式辭 演説

監獄局長法學博士 小山 溫

閣下及び諸君本日當川越分監の落成式に列し閣下及び諸君の前に一言を述べることの出来ますのは温の光榮と致す所であります

抑も刑罰の目的は申すまでもなく犯罪と云ふ行為を絶滅するにあります即ち古人も申しました如く刑は無刑を期すのであります監獄は刑罰特に自由刑を執行する所であります從て監獄の目的も亦犯罪を防遏するにあります一般人をして罪を犯すことなからしめ一たび誤て罪を犯したる者を收容し之を善良なる人民として外に出すのであります前の方を一般豫防と申し後の方を特別豫防と申し居ります我々監獄に従事する者は此目的を達する爲めに努力奮闘せねばならぬのであります無刑を期せねばならぬのであります併し一般豫防に致しましても特別豫防に致しましても其効果を收めずには我々の努力の外に最も必要なものがあります有形的設備即ち獄舎等の建物であります勿論他の事業にも

實業學校、化學學校を設け或は兒童裁判所、檢事の制を設くる等種々なることを試みて居ります現今歐米の犯罪防遏策は悪少年と精神病の中間者とに集中せられて居ると云ふても善い位であります我國に於ても監獄法に十八歳未満の受刑者は特設の監獄に收容す可き旨を規定してあります然れども未だ法律の要求に應ずべき特別の設備と云ふものは無かつたのであります漸く小田原分監が此目的の爲めに建設せられた位のものであります幸に今般當分監が落成致しまして悪少年を收容する特別の設備が出来たので誠に欣ばしきことであります當分監の建築は當川越町の有志諸君が土地一萬坪を寄附せられたのに基くもので此等の諸君に對しては大に感謝せねばなりません又當分監の職員諸君は明治四十年來熱心建築の事に従はれたのであります其勞も亦謝すべきであります斯くして悪少年を收容すべき特別の建物は出来上りました勿論此建築には不満足の點も少くありませんが兎も角も特別の建物でありまして舊來の牢獄より

は遙に勝つて居ることは疑はありませぬ、もはや特別の建物が無いから甘く遣れぬと云ふ口實は許しませぬ當分監の職員諸氏は悪少年の所遇其他凡て改過遷善の方法を講し一意専心事に當り彼等を再び此所に入つて來ない様に否悪少年の跡を絶つに至る様に努力されんことを希望致します、本日は落成式に臨席したのであります、が何の日かには當分監の門前、雀籠を張り立關は蛛網に閉ちられ遂に廢監式を行ふ時ありて其式場に列席することの出來ますのを切望するのであります前に述べました通り刑は無刑を期するのであります監獄の目的は監獄を廢するにあります其の此に至りませんのはありそうもない至難の事業には相違ありませんが全く不可能であるとは云はれませぬ既に不可能ではないと致しますれば諸君は一層奮て此に向て奮勵せられなければなりませぬ以上を本日の式辭と致します

▲祝辭

我國刑事政策の進歩と共に監獄施設の改良年を

追ふて止まず此に未丁年囚の特殊監として本監を新築せられ本日落成の式を擧げらるゝは實に慶賀に堪へず思ふに將來罪囚感化の實績益揚り一般社會が其の利益を受くること少からざるべし謹で祝辭を呈す

明治四十三年十二月十三日

大谷 尊 由

▲祝辭

國家は社會の下層に蟠れる罪惡の萌芽を刈除し其蔓延増長の弊を防遏し以て治安の基礎を鞏固にせんが爲めに幼年囚特別拘禁の必要を見る浦和監獄川越分監は實に此種模範的機關として創設せられ土木功を竣へ本日落成の典を擧げらる小官亦幸に茲に參列するの光榮を有したり今や本監は堅牢なる構造に輪奐の美を兼ね教育設備と相須ちて武相甲毛總等諸州の幼年囚を收容せんとす而して是等可憐の徒は一旦刑禁に觸れ此に入るの日秋霜嚴肅の威に慄惕し春風和藹の德に薰化し以て翻然衷心己が過を悔い非を悟り善に遷るの地を作さば則ち本監設置の目的を達し

國家社會の福祉を増進するに裨補する所あらんか聊か僭言を述へ以て祝す

明治四十三年十二月十三日

埼玉縣知事正五位勳四等 島田剛太郎

落成式後慶讚會法要を行ふ勤行は本派本願寺より阿部築地別院輪番及讚衆四名を派遣せられ本分監教誨師六名結衆となりて鄭重に修行せらる殊に大谷尊由師は渡邊贊事長花田贊事藤井通報所員を從へて臨場せられ懇篤なる垂示ありしは法要として彌々莊嚴ならしめたり

右法要中各在監者は馥郁たる香氣の裡明々の音楽の間極めて靜肅に克く敬虔の念を表はし告辭垂示及び教誨に際しては感動最も深く流涕禁する能はざるものあるを見る且つ最後に於ける讚佛歌は全囚其心を盡して之を唱へ歡喜の思ひ内に充ち慶讚の念外に溢れたり

來賓は參列せる諸員にして垂示、教誨の大意左の如し

大谷尊由師垂示大意

凡て此席に列れる一同が此の監獄に來れるは種

種社會の事情が一同を犯罪に導きたる者もこれあるべしと雖も蓋し意志薄弱にして私慾の誘惑に打ち勝つ能はざりしに原因せずんば非ず人には種々の慾望ある者にして堅固なる意志の制裁を加ふるに非れば動もすれば非道に陥る者なり諸子は宜しく佛陀の教訓によりて私慾の誘惑に勝ち善良の行爲のみを全ふするに至り一生を安慰の内に過くさるべからず私慾に勝ては人の一生は安慰なる者なり佛陀を讚め奉れる種々の名目あるうち清淨光佛といへるは無貪の善根より成れる佛徳を稱讚せるものにして佛を信ずる者は自然に私慾を離れて安慰を得るなり諸子は常に此に安置せられたる佛像を拜し奉り教誨師の講話により佛の慈悲と智慧とに導かれて一日も早く國家の良民たるに至るを期せざるべからず今日入佛の法要に列りたるを以て敢て一言を諸子に告ぐ

花田贊事教誨大意

本日此の教誨堂の落成並に入佛の法要に就て、唯今典獄の御訓示あり、續て本願寺連枝の御垂

示ありて委しく一同の心得を示されたるが、抑も一同が此監獄に来れるは恰かも病人が病院に入院せると同様なれば一同は一日も早く精神上の病氣を癒し良民として社會に復歸し得る身とならざるべからず、これこの監獄の新築ありし主意に外ならず、能く注意せらるべし、入佛といふに就て一同は如何に思へるや、此監の統計表によれば佛とは人の死せる者と思へる者多きが如し、佛とは斯かるものに非ず、慈悲と智慧とを以て常に吾人を善道に導き給ふ尊き御方なり、凡て吾等はこの導きに由りて惡を去り善に就き完全に道徳を履修せざるべからず、固より此に安置し奉るは御木像なれど、生ける佛の御心を宿させ給ふ者として拜せざるべからず、而して佛は如何に暗き處も寂しき處も吾人に離れず、常に吾人の心と行とを監督せらる、者なれば、此教誨堂に集れる時は申す迄も無く、監房や工場に在るときも、一同は佛と共に起居する事と思ひ、耻かしからぬよう心掛けさるべからず、この心得にて教誨師其他司獄諸氏

此有様に對して何位残念に思ふであろう、又親達が他人から辱められて居ると云ふ事を悲む事に察しても餘りある事である、親ば子に對しては身を殺しても子を救ひ度い云ふ愛情を持って居る、昨年江州の大地震の時、或寺の住職が僅に三歳の子と妻と二人を殘て布敷に出かけて居る留守中、丁度午後二時頃に子供を寢置させて、自分は鐵籠をして居る時、大地震が起た爲め、先づ母親へ庭へ飛出して、自分は助かつたけれども、如何程自分ば助かつて子供をなくしてはならぬと思ひ再び内に入り寢て居る子供を抱き上る時、再度の大地震が来て最後を遂げた云ふ事がある、之を考へて見ても、如何にも親の慈悲が深いか云ふ事がわかる、それ程の親の慈悲を當前に思て、如何程自身を捨て、も助けたいの御慈悲を忘れては残念な事である、然るに有難い哉我一天萬乘の 天皇陛下の御心よりは親が達者の子供よりも病子を餘計に愛する如く、陛下に於かせられても差別なく愛せられ、悪人でも、どうか此心をなほして、一般の臣民と同じ者になし、多くの費用と役人とかをかけて、日々夜々に御苦勞下さるゝ事である、尙幸なる哉各々を佛前に願きて、手に珠數持し口に念佛稱へて回心懺悔の出来るは、王法につけ有難い事と思はねばならぬ就ては今日此に於て面會し紀念として、三つの事柄を話して置かう、論語の中には日々三度已を省ると云ふ事がある、此三つの事柄を毎日心に思ひ浮べて自身の行先につき充分の心がけをして貰いたい、此三つの事柄の中、先第一は、自分ば何故此監獄へ来たか、第二此監獄は何をする所か、第三將來如何にせばよろしきか、此三つの事柄を毎日日

の訓誨を受ければ必ず善良なる人に復歸する事は疑なし、今後必ず此の心得を忘れざるよう注意せらるゝことを偏に希望し置く次第なり、

○大谷派本願寺連枝の教示

客年十二月二十四日眞宗大谷派寺務副長兼教學部長大谷瑩亮師は名古屋監獄に臨み男囚を二席に女囚を一席に親しく教示せられたるが其温容と懇切なる教旨に依りて受けたる感化の偉大なりしを疑はず猶莊田典獄光弘教務所長は同師を愛知慈悲會保護場に案内して一場の教示を請ひたるに舍生一同は其恩恵に感泣し意外の効績を收むるに至れり當日教示の概要は左の如し

今日は當監獄へ出まして只今此席に於て各々達に面會を致すことが出来た次第である、既に度々聞及られたる通り、人間が道を往來して居て、一本の木蔭に休で、他人にめぐり遇ふも前世の因縁である、實際今日面會致すことも只今起つた事ではない、即ち前世に於てそれだけの因縁を結んだ事である、然るに面會を致す場所も種々あるうちに、此様な處で面會致すは歎かほしい次第である、定めし各々方に於かれても同じく残念なる次第と信じて居る、各々達と私とは別に深い關係はないが、今日若し各々達の親や妻子が鐵籠の下に於ける此有様を見たならば、念頭に思浮べて自身の行狀を直して貰いたい、佛教には三世觀と云ひて現在の境界の因は過去にある、將來善き身となるも、有難い日暮の出来るも、今日現在の心の置き所による、之か三世觀と云ふ、此三世觀より割出して、過去の因縁を思出しては、自分ば何故に監獄へ来たかと考へたならば、當時の惡因を思出し、どこ迄も自身は惡るかつたさ、今日より回心懺悔して、人に迷惑をかけ識にすまぬことであつたと云ふ心を起して貰はねばならぬ、第二には此監獄は何を爲す所かと、即ち現在を思浮べる事で、これは自身を苦める所と思へば間違である、恰も病院と同じ事で各々達の間違心なほす所である、病人は病院へ入らば、醫者の云付をきき、出る時は其出でからの心がけをよく承つてよく守らねばならぬ、又病氣をなほすには、自分々々が心がける如く、此心の病院に於ても規則として教へらるゝ事を深く相守らねばならぬ、尙自身の心を間違なき所に置かねばならぬ、而して最後に興へらるゝ職業は業である、而して此規則を忘れること、なほる時機をおくられるから、何處迄も此業を服しつゝ、一日も早く青天白日的身さならねばならぬ、第三には將來如何せば宜敷かと云ふ事で、各々方は一天萬乘の陛下の下に自由の中であらなから自由な身となつて居る、此者が一層御心配をかけて居る故に、國民の本分を盡す爲には、こゝを出た上からは、今迄の現合せに、忠實に勉強し勤儉治産の御示を守り賢錢を費さず、立派な國民と成て貰はねばならぬ、其上に心の置き所は常に教誨師の方より申し示されたる通

福井	岐阜	勝所	安濃津	靜岡	長野	宇都宮	千代田	前橋	浦和	榎川	栗原	市谷	東京
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

福長	三池	高知	高松	徳島	松江	山口	廣島	岡山	神戶	和歌山	大津	京都	秋田	山形	青森	盛岡	宮城	新潟	富山	金澤	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

○在監者用米麥の價格
 其筋に於て最近調査したる昨年九月に於ける米
 麥購入價格左の如し(△印を付したるは玄米玄麥、
 ×を付したるは裸麥なり)

予並に監獄局に於て累犯發見を爲さざりしものとす

檢	十札	函宮	熊大	福長	松高	德島	松島	鳥取	山島	廣島	岡山	神戶	和歌山	堀川
安濃津	宇都宮	長崎	地方	地方										
四〇	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六六	一一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六二	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

審	察	醫	局	事															
愛知	同	同	神奈川	京都	警視廳	福島縣	滋賀縣	尾道	東京	廣島	小島	津山	安濃津	彦根	小倉	大分	廣島	岐阜	富山
伊勢佐木																			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(備考) 小菅、福井、奈良、高知、三池、佐賀、鹿児島、樺
 網走の九監獄よりは指教法實施以來對照の照會を受け

大分
佐賀
熊本
宮崎

二二四〇
二二四一
二二四二

七三三

○逃走事故

▲上田分監被告人の逃走

長野監獄上田分監に拘禁中の強姦未遂刑事被告
人宮坂勝一郎(二十一歳)は去十二月三日朝他の被
告人五名と共に看守一名戒護の下に拘置監構内運
動場に於て運動しつゝありしが突然運動の伍列を
離れ勞役場構内に入りたるを以て看守は他の五名
を拘置監勤務の看守に托し置き追跡したるに勝一
郎が勞役場と女監の境界を爲せる高六尺の板塀に
登り夫より外圍の土塀に移り飛降れるを目撃した
るより其旨分監長に急報し分監長は休憩所事務所
等に在りたる看守をして追跡せしめ分監を距る西
方二丁許の鐵道線路附近にて逮捕したり

▲吳出張所被告人の逃走

廣島監獄吳出張所に拘禁中の葛中笹市(十九歳)

は去十二月十七日窃盜罪にて懲役二年の宣告を受
けたるものなるが同月二十日午前七時三十分朝飯
後の食器取片付を爲さしむる爲め看守一名付添ひ
殘飯を他の器物に移し空箱を取片付くるに際し偶
々表門の扉開放しありたるを見るや看守の隙を窺
ひ逃走して門外に出て南方に向つて逃走したり看
守は直に追跡したるに素捷く北方に轉したるより
五六丁を追尾したるも遂に其踪跡を失したり仍て
直に警察署に通報し尙捜査を繼續したるも同日は
逮捕するに至らず翌日に至り警察署の手にて捕縛
したりと

▲德島監獄囚徒の逃走

德島監獄の懲役三年十四犯村元幸吉(三十九歳)
懲役八年四犯大谷岩治(三十二歳)懲役八年五犯石
山寅吉(三十二歳)の三名は逃走せんことを謀り村
元幸吉は二ヶ月以前糸繰器械修繕を名とし同工場
内に就業せる鍛冶工の囚人より古鐵板長五寸二分
巾六分のものを買受け之を同工場の木挽職に就事
せる中川藤兵衛なるものに情を明かして目立用の
鋸にて鋸に作らしめたる後工場内に包藏し看守の

眼を晦まして檢身場を通過して監房内に持込み括
枕の中に包藏したり、然るに其翌日懲罰執行の爲
め居房より懲罰房に移らしめんこと其際枕を携帶
せしめ轉房せしめたるに同懲罰房にて執行中なり
し大谷岩治石山寅吉兩名と逃走を決行せんと談合
を遂げ翌十四日午後八時過監房裏面側の上部の格
子一本を切断し其穴隙より脱出して構内蒸室の
板柵に棕梠繩を結付けて攀登り其板柵に接する外
圍土塀を踰越し逃走したり戒護看守は障子を開く
が如き音響を耳にしたるより直に其方面に駆付け
以上の事實を知りたるより急を報したるにて其急
報を受くるや看守長は現場を臨檢し非常召集を行
ひ且夫々報告又は搜索に努めたるも全く構外に逸
出したるを知るや上下協力して要路の警戒を嚴に
し立寄るべき見込ある方面には特に看守を派し警
察署の應援を請ひ追跡捜査したるに其一隊中の看
守二名は囚徒三名とも獄衣の儘疾走しつゝありと
の人民の急報に接したるより先を争ふて追躡し一
名の看守は囚徒一名を組伏せて捕縛し二名は其塲
を通れたり此時別派の看守長看守は非常線を張り

警戒しつゝありしことと他の方面にて風體怪し
き男を誰何し應答なく逡巡せるを見て組付きたる
に逃走者の一人大谷岩治にて同人は既に木綿縞筒
袖を着し變裝したりと残れる一名石山寅吉亦同様
の衣類を着し人目を避けつゝ他の方面に在りしを
午前八時三十分頃徹夜警戒せる看守數名包圍し肉
薄して逮捕せりと云ふ

▲甲府監獄被告人の逃走未遂

甲府監獄に拘禁中の長野縣長野市元善町九十四
番地平民無職犬浦信之助(二十七歳)は強盜傷害窃
盜及公務執行妨害の罪名を以て審理中なるが持兇
器強盜輕懲役六年の前科あり今回逮捕せらるゝ際
拳銃又は短刀を以て數名の巡查に暴行を加へたる
悪漢にして終始逃走の念慮を懷き其隙を窺ひつゝ
あるより監獄にても戒護を嚴にし常に手錠を施し
置きしも毫も獄則を守らず放歌高聲を發し器具を
損壞し官吏を侮辱し暴行を教唆する等極めて兇暴
の所爲多く自ら死刑又は無期刑に處せらるべし杯
放言し反省の念なく現に重屏禁の執行中なりしに
去十一月二十七日五指を緊縮して手錠を外し房内

蚊蠅を釣すに供する長二寸八分丸鐵釘あるを拔取らんとて該手錠にて懸釘の邊りの壁土を落し手錠の鎖を懸釘に懸け力を極めて之を拔取り其釘にて換氣口周邊の椽金を剥ぎ其釘及壁土を便器出入口の溝に装填し出入口の鐵扉の溝に落つるを妨げ以て内外の鐵扉を捻上げ午後十時頃身を脱し監房廊下に出でたるを巡回看守に認められ取押へられ

たり、便器出入口の装置を聞くに其の内側は高一尺五分幅一尺六寸の鐵扉にして鎖にて外部監房前廊下に於て之を引上げ又引下すものにて引下したるときは鐵扉の下部は幅一寸深一寸八分の鐵縁の溝の中に填まり尙鐵扉の裏面に彈機を仕掛け監房内よりは鐵扉を上下すること能はざるものなるに便器交換の際看守部長立會鐵扉を引上げた時彼信之助は其瞬間に於て前記の如く鐵扉の嵌入すべき溝底に懸釘壁土等を装填したるより扉の裏面にある彈機は完全に發動せず爲めに鐵扉の下部は溝底に嵌まらず溝の縁金と扉の間に間隙を生じたるを以て其間隙に縁金を入れ鐵扉を抉して押上げ僅かに溝を離れたるとき手を挿入れ徐々之を引上げ

空隙を生ずるに至りたるものにて此空隙を生ずるや便器の蓋を以て鐵扉の下に擬し其落下せるを支へたりと云

▲小倉分監囚徒の逃走未遂

福岡監獄小倉分監拘禁中の窃盜懲役八年囚峰丸榮次郎(二十歳)は脊推骨瘍病に罹り身體の屈伸に障害あるを以て監房に就業せしめ置きしが同監房は床下掃除の便を計り長二尺五寸巾一尺の座板を釘付とせずして其裏面に棧を付し其棧と根太木及側面の土臺にボルトにて穴を穿ち長八寸拇指大の栓を嵌め外部より容易に抜き取り得ざることをし又房内よりは取外し得ざる装置を爲しありたるに同人は何時か之を覺知し十二月十五日朝監房検査の際蒲團乾燥の爲め房外に出でたるを奇貨とし看守の隙を窺ひ前記の栓を強く内部に押込み土臺木より外し置き還房後塵拂の柄にて該座板一枚を担ち外し同夜と十六日夜を利用して作業素品を以て越獄用の小繩約四間を編ひ之を床下に藏匿し翌十七日就寢時間後より床下に恐込み監房に在りし茶碗杓子等にて便所下の土砂を掘下げ便所入口の下に

敷詰めありし煉瓦を取外し便器入口より脱出し豫て藏匿せし小繩を外圍土塀の屋根瓦に投げ掛けたる折しも巡回中の看守部長に目撃せられたり看守部長に看破せらるゝや頗る狼狽の體にて逃走しつゝ二九び土塀に向けて小繩を投げ掛けたるも中途より墜落して目的を達せず更に手繰りつゝある時しも看守部長は現場に追ひ薄りて遂に逮捕したり

▲裁判所留置場より逃走

岡山監獄津山分監の刑事被告人秋葉金造(二十四歳)と云ふは去十二月一日津山區裁判所に他の四名と共に豫審調の爲め出廷し午後八時頃一同歸還する事となりたるに戒護看守二名は同構内留置場監房より順次呼出すと、なり一名の看守は監房の鎖鑰を開き他の一名は房前に在りて出房せる囚徒に手錠を施すことゝし開扉を掌る看守は第一房より第二房第三房を開き第四房の開扉に着手せる際第三房に在りし金造は突然戸扉を排して躍出で看守の呆氣に取られたる瞬間に留置場入口の戸を開きて逸出し裁判所正門脇の柵を超へて通路に出て逃走したり留置場に在りし看守一名は直に追跡

し一名は電話機を利用して分監に報じたるより分監長は即時應援看守を派して協力追跡捜査せしめたるも遂に踪跡を失ふに至れり逃走者は逃走せる足にて附近の民家に入り着衣を交換せんことを乞ひしも事の運びざるより古下駄一足を乞ひ受けて立出て他の民家に潜伏せんとしたるを反つて家人の爲めに逮捕せらるゝに至れり

▲小濱出張所被告人の逃走

福井監獄小濱出張所拘禁中の窃盜被告人山本久(二十四歳)は去十二月二十七日懲役一年の言渡を受けたるものなるが本月三日午前九時頃便器掃除やら雪掃除の爲め他の三名と共に監房より出で就業せしが前記被告人は最後に便器掃除を終りて便器を舊場所へ納めんとて監房の裏手に持行きし際恰も看守は他の三名の雪掃除の指圖を爲しつゝありて視線を免れたるを機とし便器を踏臺として外圍の板塀を踰越し逃走せり其事實を知れる看守は看守部長に報告したる後追跡し看守部長は警署に通報したるに約三十分を経たる頃自轉車で追跡せし警察官の手に逮捕せられたり

○無政府主義者幸徳等の事件

終了

無政府共產主義を標榜して同志を募り大逆無道天地容れざる陰謀を企てし幸徳傳次郎外二十五名は昨年六月頃より東京監獄に幽囚の身となりしが爾來被告事件の審理を掌れる司法官檢舉に當れる警察官並之れが拘禁檢束に任ずる監獄當局者の勞苦は一方ならざるものあり就中監獄に於ける渠等兇徒の動靜は輕々に看過し得ざるを以て典獄看守長より看守に至るまで寢食を忘れて苦慮し拂曉より深更に及ぶも奔走尙足らざる程にて唯々無事終了せんことを期したりしに幸にして寸毫の過誤なく本月十八日大審院内に設けられたる特別裁判所に於て最終の判決ありて同類二十四名は刑法第七十三條の罪科ありとして死刑に二名は爆發物取締法違反として懲役に處せられ茲に久しく世を驚駭せしめたる大事件も一段落を告げたり然るに圖らずも其翌日を以て陛下の大御心を以て逆徒中の十二名に對し死刑を免じ無期懲役に處すとの恩命

各地通信

○金澤たより

近年釋放者保護事業は駿々として發達し殊に客年地方長官會議の際司法大臣は釋放者保護に關し

M S 生

訓示せられたる以來各縣に於て釋放者保護に關する規定を發し居ることは本誌に依り窺知し社會政策上特に刑事政策上吾人司獄官吏の欣喜に不堪次第に有之候當縣にては去る三十九年知事の訓令に依り各町村及び警察官署等に在ても夫々保護の途を講じ居られ候へ共尙監獄に於ては新法實施以來釋放當時の保護に關しては大に注意を拂ひ又當監獄は監獄法第二條の特設監獄にも指定せられあることゝ保護に付ては上下意を注ぎ居る次第に有之候一昨年中の保護の狀況は左の通りに有之候

種類	十八歳以上		十八歳以下		計	初犯		累犯		計
	男	女	男	女		男	女	男	女	
監獄より旅費、衣類、食料、其他の親族召喚引渡したる者	1	1	3	8	11	1	1	1	1	4
信託を發せしめたる者	7	1	7	1	9	7	2	7	2	9
親族出頭引取のたる者	1	1	7	1	9	1	1	7	1	9
歸住地停車場又は乗船取迄同行せし者	2	2	2	2	4	2	2	2	2	4
計	11	11	19	11	30	11	11	19	11	30

加能慈善保護場に收容したる者	寫志家に於て引取りたる者		監獄より歸住地監獄迄送りたる者		計	釋放(拘留刑者を除く)	
	男	女	男	女		男	女
15	1	1	1	1	4	1	1
8	1	1	1	1	4	1	1
13	3	4	2	0	9	1	1
9	3	4	1	6	14	1	1
14	1	1	3	2	7	1	1
13	1	1	1	1	4	1	1
13	1	1	1	1	4	1	1
13	1	1	1	1	4	1	1

保護人員中勞役場留置者二名被告人二名懲治人男四十五名女四名あり

○松江たより

木原定馬

本監に於ては數年來絶へて死者追弔法會を營まざりしが去る十一月六日午前九時より執行し午後一時終了せり式場は教誨堂を以て之に充て最初に男受刑者に次に女受刑者に對し嚴肅に行へり之に列せる一般罪囚は法要時間長きに亘りたるに拘はらず端座合掌して追弔の誠意を表せり當日典獄の祭文左の如し

祭文

夫れ人生悲惨の極死より甚しきはなし然り而して一旦常軌を逸して纏繞の身となり偶々病寤の賜ふ所となるも親族朋友の愛護を受けず獨り涙を寂寞の境に吞んで終に不歸の客となるに至りては眞に惻然の情に堪へざるなり悼むべき哉

今や聖代の靈澤四海に普く其罪を惡むと雖も其人を惡まず罪凶の教化は増々周到を加へ死後其罪を追窮せしめて弔祭の禮を厚ふす洵に鴻恩と謂つべし

官茲に本日を下し明治十三年一月以降在監中死亡者七百九十七名の追弔法會を舉行するに當り在監者を參列せしめ焚香一縷以て深く弔意を表せしむると共に自省の念を惹起せしめんば之れ死者の生者に教ふる所豈誰か菩提心を發せざらん誠には是れ罪業解脱の因縁と云ふべきなり

我れ聞く如來の杢哀は極惡深重の凡愚を極濟して漏さず日夜に慈善を放ちて照護し現當二世の幸福を與へ給ふと希くは大聖靈感此法蓮を嘉納し哀慈攝受照變擁護し玉へ

○和歌山丸より

見聞子

舊聞に屬する聲あれとも縣下橋本警察管内の習俗は多少參考にもならんか云々の書面を添へ和歌山の如人より報道ありたるを以て其要領を茲に掲ぐる、とせり(香川生)

に柵を設け其中央に据付けたるものにて其出來上りは明治四十一年七月十五日に有之候然るに彼の成申詔書の煥發せらるゝありて人心着實なる傾あり尙刑法の改正實施せらるゝや賭博類似の所業を取締ること頗る厳正にして風教上有害と認むるものは容赦なく處分する場合となれるを以て四十一年十二月に至り右石碑は斷然取拂を命じ除去せしめたり其後は博徒の精神上にも少からざる感情を喚起し從來無賴漢と稱せらるゝ者も漸次正業に就くことを得中には他の模範となすに足る者も有之候は洵に縣下の爲めに無上の慶事に有之候。又妙寺警察分署内に在住する出獄人は多くは高野登山者の車挽となり或は籠昇人夫となりて渡世し漸次勤儉貯蓄の氣風を生し候は著しき事にて全く警察官の監督指導宜しきを得たるものと存候加之同管内は人口漸次増加して現に二萬八千五百六十餘人に達し、勞働者も日々多く相成候へども博奕を爲すが如き弊に陥らざるは喜ばしき限に候

縣下橋本警察署管内には戸數六千六百五十人口三萬三千六百有餘人あり其中内橋本町に屬するは戸數千五百十餘、人口六千九百五十餘ありて相當に繁昌致候著名の産業としては養蠶、製糸、米、水豆腐、棕梠繩等にして尙漸々人口増殖し産業發達の傾向を有し將來望を囑すべき土地に候へ共人情冷淡にして賭博を好むの風有之候博徒の巨魁いろはの爲めに高一丈の碑を建設せるが如き其一班を窺ふに充分に候此「いろは」と稱するは和歌山縣那賀郡岩出町の澤田寅吉なる者の綽名にして前年死亡したる者なるに其高弟たる乾兒の橋本町に住ひ居る土木受負業小島辰之助なるもの、建設したるものに候同人は自ら後代いろはと稱し多數の博徒を糾合し勢力を擴張し以て常に不當の利を貪りつゝあり此建碑費用千五六百圓も附近數縣の乾兒等を勧誘し得たるものなることは申すまでも無之候碑は高一丈巾五尺厚一尺三寸にて碑面はいろはの三字を刻しあり基石の高四尺縦五尺横九尺に候建設地は橋本停車場前の山麓に在りて約一畝歩の地面に一丈餘の石垣を築上げ花崗石を以て周圍

叙任及辭令

- | | |
|---------------|-------------------|
| 依願免本官 | (浦和) 看守長 中村 利藏 |
| 任看守長給十一級俸 | (長崎) 看守 村上 徹志 |
| 青森監獄官ナ命ス | (青森分監) 看守長 田邊 稻太郎 |
| 青森監獄青森分監長ナ命ス | (京都) 典獄 千頭 正澄 |
| 給一級俸 | (名古屋) 典獄 五十嵐 小彌太 |
| 依願免本官 (各 五) | (名古屋) 典獄 有馬 四郎助 |
| 小菅監獄官ナ命ス | (横濱) 典獄 坪井 直彦 |
| 神戸監獄官ナ命ス加俸二百圓 | (神戸) 典獄 野口 謙造 |
| 横濱監獄官ナ命ス加俸二百圓 | (熊本) 典獄 佐藤 元次郎 |
| 神戸監獄官ナ命ス加俸二百圓 | (山日) 典獄 石井 光美 |
| 京都監獄官ナ命ス加俸二百圓 | (水戸) 典獄 清水 精西郎 |
| 熊本監獄官ナ命ス | (千葉) 典獄 田村 英吉 |
| 宮城監獄官ナ命ス | (岡山) 典獄 立石 重司 |
| 名古屋監獄官ナ命ス | (堀川) 典獄 立石 重司 |
| 岡山監獄官ナ命ス | (司法屬) 典獄 立石 重司 |
| 任典獄叙高等官八等 | (千葉) 看守長 山川 一郎 |
| 給八級俸 | (長崎) 看守長 佐田 健吉 |
| 水戸監獄官ナ命ス | (典獄) 立石 重司 |
| 堀川監獄官ナ命ス | (典獄) 山川 一郎 |

叙 任 辭 令

山口監獄詰ヲ命ス

- 二級俸下賜
- 二級俸下賜
- 三級俸下賜
- 四級俸下賜
- 四級俸下賜
- 五級俸下賜
- 六級俸下賜
- 四級俸給與
- 五級俸給與

給六級俸(以上各通)

- (三池) 監獄醫 佐田 諸吉
- (金澤) 監獄醫 宮川 嘉久藏
- (岐阜) 監獄醫 青山 時三郎
- (京都) 監獄醫 中村 兼治郎
- (奈良) 監獄醫 吉田 常文
- (高知) 監獄醫 小橋 眞蕃
- (熊本) 監獄醫 到津 要
- (静岡) 教誨師 後藤 誠諦
- (熊本) 教誨師 南木 大憲
- (奈良) 教誨師 苅屋 哲公
- (宮城) 看守長 松永 美樹
- (福岡) 看守長 三浦 義英
- (横濱) 看守長 蘭半田 彦次郎
- (十勝) 看守長 大橋 彦太
- (宇都宮) 看守長 安立 守一
- (奈良) 看守長 渡邊 播太郎
- (福岡) 看守長 白井 從義
- (長崎) 看守長 長山 又四郎
- (三池) 看守長 大西 次夫
- (札幌) 看守長 田村 義治
- (熊本) 看守長 渡邊 國三郎
- (長野) 看守長 北崎 唯次郎
- (巢鴨) 看守長 森口 幸之助

給七級俸(以上各通)

給八級俸(以上各通)

- (巢鴨) 通譯 大澤 豊次郎
- (高松) 看守長 渡部 新平
- (長崎) 看守長 森 爲吉
- (宮城) 看守長 高野 直四郎
- (大分) 看守長 江上 秀吉
- (高松) 看守長 江澤 經雅
- (名古屋) 看守長 山中 儀三郎
- (長野) 看守長 川上 里司
- (浦和) 看守長 秋山 金吾
- (巢鴨) 看守長 島崎 哲馬
- (長野) 看守長 澁谷 萬吉
- (和歌山) 看守長 淺間 德三郎
- (宮城) 看守長 横田 長右衛門
- (三池) 典獄技手 蓮 尾 福藏
- (三池) 看守長 山ヶ尻 一 郎
- (秋田) 看守長 山口 荒治
- (秋田) 看守長 神保 重五郎
- (静岡) 看守長 吉村 信孝
- (浦和) 看守長 末光 柴平
- (長崎) 看守長 波邊 藤吉
- (浦和) 看守長 中島 直人
- (三池) 看守長 平井 厚次郎
- (三池) 看守長 森田 曆藏

給九級俸(以上各通)

- (大分) 看守長 川島 千九郎
- (大分) 看守長 古野 由雄
- (松江) 看守長 大山 喜藏
- (神戶) 看守長 田島 桑三郎
- (長野) 看守長 三浦 一三
- (廣島) 看守長 秋山 譽雄
- (松江) 看守長 吉野 禮太郎

給十級俸(以上各通)

月俸給二十八圓(以上各通)

- (膳所) 看守長 奥村 輝
- (長野) 看守長 高木 安次郎
- (十勝) 看守長 坪井 菊之助
- (大分) 看守長 三島 茂三郎
- (巢鴨) 看守長 田端 喜三郎

月俸給二十二圓(以上各通)

月俸給二十七圓

(通各)

月俸給二十六圓

- (膳所) 看守長 後藤 玉三郎
- (神戶) 看守長 上田 清三郎
- (鳥取) 看守長 藤尾 順保
- (宮城) 看守長 小長井 喜太郎
- (高松) 看守長 稻田 金之助
- (高松) 看守長 水田 茂
- (松江) 看守長 田村 長重
- (松江) 看守長 高橋 松之助
- (浦和) 看守長 澤田 幸太郎
- (宇都宮) 看守長 宇野 準太
- (鳥取) 看守長 米原 純

給八給俸

給十一給俸

給十二給俸

- (奈良) 看守長 窪田 延藏
- (巢鴨) 看守長 山内 末吉
- (巢鴨) 看守長 石川 亥之松
- (高松) 看守長 岩田 米太郎
- (高知) 看守長 笠井 鹿太郎
- (小菅) 看守長 内藤 奈木之丞
- (德島) 看守長 林 常太郎
- (德島) 看守長 青山 喜十郎
- (京都) 看守長 和田 岩雄
- (松山) 看守長 樋上 貳儀
- (松山) 看守長 堀尾 貫道
- (奈良) 看守長 尾木 儀柱
- (京都) 看守長 碓井 義弘
- (青森) 看守長 田邊 稻太郎
- (長崎) 看守長 田川 午次郎
- (長崎) 看守長 香椎 豊次郎
- (千葉) 監獄醫 土川 種次郎
- (山口) 教誨師 清水 曇華
- (高安) 博士 高安 博道
- (鳥取) 看守長 武田 慧宏

法令

勅令第一號 (明治四十四年一月十日)

奏任及判任待遇監獄職員給與令中左ノ通改正ス

第三條 第一項ヲ左ノ如ク改ム

初メテ監獄警ヲ命セラルル者ノ俸給ハ其ノ三級俸以下、教誨師、教師又ハ藥劑師ヲ命セラルル者ノ俸給ハ各其ノ四級俸以下、看守又ハ女監取締ヲ命セラルル者ノ俸給ハ各十五圓又ハ十一圓以下トス但シ醫務所長ヲ命セラルル者ニ在リテハ二級俸迄、教務所長ヲ命セラルル者ニ在リテハ三級俸迄ヲ給スルコトヲ得

附則

本會ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本會記事

○茶話會

十二月十七日例に依り茶話會を開き昨年歐洲の社

會事業を視察して歸朝せる田中太郎氏の英國に於ける不良少年矯化事業と題し一時間餘に亘れる講演ありて頗る傾聽すべきものなりし尙當日の會同者は左の如し

- | | | | |
|-------|-------|--------|-------|
| 島田榮造 | 岡部安憲 | 大澤豊次郎 | 林豊齋 |
| 山口知信 | 小山鉦次 | 松本一次 | 玉川吉太郎 |
| 田端喜三郎 | 寺田亮一 | 中村基吉 | 岡橋一 |
| 大澤利之 | 藤野亮道 | 生三俊隆 | 末光榮平 |
| 中野森雄 | 島崎哲馬 | 山崎震雷 | 井關房之助 |
| 飯泉米三 | 鈴木直義 | 大河政之 | 岩田峯太郎 |
| 板倉瀧藏 | 乾精一郎 | 十元龍拳 | 尾崎初太郎 |
| 山口好之助 | 佐々木俊翁 | 西元龍拳 | 石山憲重 |
| 多田正廣 | 木島正三 | 前幸田彦次郎 | 平塚龍嗣 |
| 飯島藤作 | 杉浦覺龍 | 神崎保之助 | 小守光太 |
| 中谷一夫 | 引野信夫 | 安立守一 | 渡邊金太郎 |
| 押田文男 | 山下進之輔 | 三輪榮太郎 | 美濃部龍吉 |
| 新美鶴吉 | 森口幸之助 | 森口吉太郎 | 町井春吉 |
| 韓賀擴吉 | 須賀又一郎 | 須藤伊平 | 坂井列 |
| 林武二 | 宇川萬平 | 高橋惣平 | 岡田敬藏 |
| 天野辨藏 | 渡邊三郎 | 櫻井正八郎 | 藤野快就 |
| 望月重藏 | 福田安治 | 原辰巳 | 高橋健一郎 |
| 三浦長平 | 香川又郎 | 原胤昭 | 安松虎雄 |
| 三浦貢 | 森元祐 | 藤澤正啓 | 豊野珍胤 |

農商務省山林局御藏版

(第四版製本中)

韓國誌

全壹冊
紙數六百五十頁
用紙菊判上質

正價並製金壹圓
色クロス金字
入金壹圓貳拾錢
郵税金拾貳錢 市内金四錢

韓國は我が領土に歸して朝鮮となれり朝鮮の經濟發展に付きては日夜我民の焦慮する所たるなり然るに之れが調査に關する正確なる材料に乏しきは誠に遺憾に堪へざりき本書はも露國政府が東亞政略上の參考として幾多の資料と精力を抛ち極力精査したる所に係り韓半島に於ける建國、風土、民俗、制度各種の産業、運輸交通等の狀況其他未發の富源を指摘する等實に殖産商業界唯一の參考の好資料たり弊院既に發賣の榮を荷ひて廣く之を世の有志者に頒ちつゝあり諸彦幸に一本を需めて弊院の世を欺かざるを知らたまへ

韓國誌目次

- ① 産業
- ② 農林
- ③ 土地ノ占有
- ④ 農耕建設
- ⑤ 收務計算法
- ⑥ 農作物ノ種類
- ⑦ 牧畜
- ⑧ 水産

- ⑨ 狩獵業
- ⑩ 休業
- ⑪ 礦業
- ⑫ 製造業
- ⑬ 河川
- ⑭ 航運及植物
- ⑮ 運輸交通
- ⑯ 地質
- ⑰ 國民

- ⑱ 地方自治制度
- ⑲ 教育及學術
- ⑳ 基督教加持力教ノ傳播
- ㉑ 憲法條約
- ㉒ 萬國ノ韓兵教練士官
- ㉓ 沿革ノ大要
- ㉔ 道路
- ㉕ 風俗
- ㉖ 制度

東京市四谷區愛住町二番地

發賣所

東京書院

特許發明細書
特許新案公報
實用新案公報
商標公報

(電話) 特番町二(一)番
(振替) 口座東京七九八三番

會費送附方

肩書	東京市麴町區飯田町
番地	五丁目三十番地
宛名	監獄協會理事 藤澤正啓
振込	神田一ツ橋通郵便局
局名	

明治四十四年一月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京市牛込區市ヶ谷町五十三番地
 編輯人 豐野胤珍
 印刷所 東京市四谷區愛住町二番地
 印刷所 東京市麴町區飯田町五丁目三十番地
 發行所 東京市四谷區荒木町二十七番地
 印刷所 東京書院印刷部
 印刷所 東京市四谷區愛住町二番地
 賣捌所 東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌第貳拾四卷第壹號)明治四十四年一月二十日發行每月一回二十日發行